# 会

# 報

# 第 194 号 (令和3年9月号)

目 次

1	業	務	日	誌	(R3. 4. 1 $\sim$	R3. 6. 30) · · · · · · · · · 1
2	事	業	報	告	(R3. 4. 1 $\sim$	R3. 6. 30) · · · · · · · · · · · 2
	2 –	- 1	会の	)運信	営に関する沿	活動
	2	·— 1	<b>-</b> 1	1	令和3年度	第1回 業務運営会議
	2	— 1	-2	2	令和3年度	第1回 通常理事会
	2	— 1	- 3		令和3年度	定時総会
	2	— 1	$\angle_4$		令和3年度	第2回 通常理事会
	2	— 1	<b>-</b> 5	2	令和2年度	事業報告、附属明細書
	2	— 1	<b>-</b> 6	2	令和2年度	決算
	2	— 1	<b>-</b> 7		令和3年度	変更事業計画及び変更収支予算
	2	— 1	<b>-</b> 8	2	令和3年度	役員名簿
	2 –	- 2	一般	事	業	
	2	-2	— 1	2	令和3年度	西日本海難防止強調運動推進連絡会議
	2	-2	-2		令和3年度	南九州海難防止強調運動推進連絡会議
	2	-2	-3	2	令和3年度	沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議
	2 –	- 3	受託	事	業	
	2	-3	<del>-</del> 1	-	宇部興産6号	号岸壁石炭船積載量変更に伴う航行安全対策調査専門委員会
	2	-3	-2	-	化九州響灘泊	洋上ウィンドファーム (仮称) 開発計画 (施工計画) に伴う
				舟	航行安全対策	策調査専門委員会
3	第七	管区	海上	保	安本部からの	のお知らせ
		「湾	外避	難等	の勧告・命	合令制度の導入について」 ・・・・・・ 78
4	刊末	寄稿	5			
		「誰	にも	教え	たくない秘	※湯の話(別府三大秘湯編)」・・・・・・・・82

公益社団法人 西部海難防止協会

## 重要文化財に指定された灯台

## 一角島灯台一



所在地:山口県下関市豊北町角島 北緯 34度21分09秒 東経 130度50分28秒

構 造:石造の灯塔

高さ(地上-塔頂)30m

初点灯:明治9年(1876年)3月1日 光り方

- ・単せん白光
- ・毎5秒に1せん光

## 光の強さ

- ・実効光度 670,000 カンデラ
- · 光達距離 18.5 海里 (約 34 km)



(写真 第七管区海上保安本部提供)

沿 革:英国人技師リチャード・ヘンリー・ブラントンの設計による最後の灯台。

建設位置が海抜約19mの低地であるため、当時としては数少ない高い灯塔であり、日本海側で初めての大型洋式灯台でもある。

灯塔は総御影石造り無塗装の灯台で、高さ24mまでは荒磨きの花崗切石の装石積であり、内部には切石による105段の螺旋階段がある。

高さ 2.59 mの正八角形フレネルレンズは、1874 年英国製の第一等レンズで現在も使用されている。

2020年12月、他の現役灯台3基(部埼、六連島、犬吠埼)とともに重要文化財に指定された。

# 1 業務日誌 (R3.4.1 ~ R3.6.30)

# 1-1 本 部

日付	内容
5月11日(火)	九州北部小型船安全協会 令和3年度第1回通常理事会 於:北九州市
5月21日金	南九州海難防止強調運動推進連絡会議(書面審議) 西部海難防止協会 令和2年度会計監查 於:西部海難防止協会会議室
5月25日(火)	西部海難防止協会 令和3年度第1回業務運営会議(書面開催)
5月27日(木)	日本海難防止協会 令和3年度第1回通常理事会(書面審議) 九州北部小型船安全協会 令和3年度総会 於:北九州市
6月1日(火)	宇部興産6号岸壁石炭船積載量変更に伴う航行安全対策調査専門委員会 於:宇部市
6月4日金	西部海難防止協会 令和3年度第1回通常理事会(書面審議)
6月10日(木)	西日本海難防止強調運動推進連絡会議(書面審議)
6月15日(火)	北九州響灘洋上ウィンドファーム(仮称)開発計画(施工計画)に伴う 航行安全対策調査専門委員会 第1回委員会 於:北九州市
6月23日(水)	西部海難防止協会 令和3年度定時総会及び第2回通常理事会 於:北九州市
6月24日(木)	日本海難防止協会 令和3年度社員総会及び第1回臨時理事会 (書面審議)

## 2 事業報告

## 2-1 会の運営に関する活動

## 2-1-1 令和3年度 第1回 業務運営会議

1 開催日

令和3年5月25日

2 開催方法

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が宣言されている状況下であり、書面を送付することにより開催した。

3 構成員 9名

高祖健一郎 江口良一 金久保龍治 工藤健太郎 野口 譲 松本 淳 小倉征巳 鶴丸俊輔 石井秀夫

- 4 議 題
  - (1) 一般業務報告につて
  - (2) 行事予定について
  - (3) 第1回通常理事会について
    - ① 令和2年度事業報告(総会報告事項)
    - ② 令和2年度決算(総会決議事項)
    - ③ 令和3年度変更事業計画(理事会決議事項)
    - ④ 令和3年度変更収支予算(損益ベース・理事会決議事項)
    - ⑤ 理事・監事の選任について (総会決議事項)
    - ⑥ 海事広報展示館館長の選任等について (理事会決議事項)
    - (7) 専門委員の委嘱について(理事会決議事項)
    - ⑧ 業務運営会議構成員の委嘱について(理事会決議事項)
    - ⑨ 職務執行状況報告について (理事会報告事項)
  - (4) 定時総会について
    - ① 令和2年度事業報告(総会報告事項)
    - ② 令和2年度決算(総会議決事項)
    - ③ 理事・監事の選任について (総会決議事項)
  - (5) 第2回通常理事会について
    - ① 代表理事及び業務執行理事の選任について (理事会決議事項)
    - ② 副会長及び専務理事の選任について (理事会決議事項)
    - ③ 支部長の任命について (理事会決議事項)
    - (4) 会長の職務代行順序の決定について (理事会決議事項)
  - (6) その他

## 2-1-2 令和3年度 第1回 通常理事会

- 1 議決及び報告があったものとみなされた日 令和3年6月4日(金)
- 2 開催方法

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が宣言されている状況下であり、書面審議により開催することとし、議決権書により各議案に対する 賛否を確認した。

- 3 議決権を有する理事及び同意を求める監事
  - ·理事総数:21名

高祖健一郎 江口良一 金久保龍治 工藤健太郎 野口 譲 下石 誠 松本 淳 鶴丸俊輔 石井秀夫 有馬淳二 山口正二郎 森 昭三 桜田 隆 満吉隆志 加藤健次 漢那太作 黒田 明 小原雅典 水野 進 末岡民行

平原隆美

· 監事総数: 2名

尾﨑武広 関谷英一

#### 4 決議事項

·第1号議案:令和2年度事業報告、附属明細書

·第2号議案:令和2年度決算

・第3号議案:令和2年度決算における公益目的事業会計の当期経常増減

額の処分案について

·第4号議案:令和3年度変更事業計画

・第5号議案:令和3年度変更収支予算(損益ベース)

・第6号議案:理事及び監事の選任について

・第7号議案:専門委員の委嘱について

・第8号議案:業務運営会議構成員の委嘱について

・第9号議案:海事広報展示館館長の選任について

・第10号議案:正会員の入退会について

#### 5 議決の概要

令和3年5月28日、高祖健一郎代表理事が理事及び監事全員に対して上記第1号から第10号議案につき資料により提案し、令和3年6月4日までに理事及び監事全員から書面による同意を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第58条第1項に基づき、当該提案を可決する旨の通常理事会の決議があったものとみなされた。

## 2-1-3 令和3年度 定時総会

1 開催日時

令和3年6月23日(水) 14:30~15:40

2 場 所

リーガロイヤルホテル小倉(北九州市小倉北区浅野2-14-2)

- 3 出席者
  - · 会 員 (正会員数 219 名) 会員出席者数 204 名 (出席 33 名、委任状 24 名、書面表決 147 名)
  - · 監 事 (2名)

出席: 2名 関谷英一 尾﨑武広

·来 賓 江口満第七管区海上保安本部長

・事務局

戸塚一也総務部長、本間睦裕事業部次長、山下巌参与

#### 4 議案等

·報告事項 : 令和2年度 事業報告、附属明細書

·第1号議案:令和2年度 決算

・第2号議案:令和2年度 決算における公益目的事業会計の当期経常増

減額の処分案について

・第3号議案:理事・監事の選任について

・その他 :変更収支予算(損益ベース)について

#### 5 議事の概要

(1) 工藤健太郎専務理事の司会により、高祖健一郎会長の挨拶、江口満第 七管区海上保安本部長の来賓挨拶の後会議に入った。



第七管区海上保安本部 江口満 本部長



西部海難防止協会 高祖健一郎 会長

## (2) 会議の成立

事務局より正会員数 219 名中、出席 33 名、委任状提出 24 名、書面 表決 147 名であり、定款第 21 条第 1 項の規定により過半数をもって 本総会は有効に成立する旨の報告がなされた。

#### (3) 議長選出

高祖会長が満場一致で議長に選出された

(4) 議事録署名人の指名

議長から議事録署名人に工藤健太郎専務理事及び瓜生晴彦会員が指名された。

## (5) 議案の審議等

▶ 報告事項:令和2年度 事業報告、附属明細書

議長指示により、本間事業部次長から資料に基づき令和2年度に 実施した事業等について報告があり、議長から質問の有無を確認し たが、質問等はなかった。(2-1-5 令和2年度事業報告等参照)

▶ 第1号議案:令和2年度 決算

議長指示により、戸塚総務部長から令和2年度決算状況を資料に基づき、貸借対照表、正味財産増減額報告書、財務諸表に対する注記、財産目録、附属明細書について説明があり、令和2年度末の正味財産が53,261,108円である旨の報告があった。

続いて、尾崎武広監事から令和2年度における会計及び業務について監査を行い、計算書類及びその他附属明細書並びに財産目録は法人の財産及び損失の状況を適正に表示しており、事業報告の内容は、真実である旨の報告がなされ、これについて、議長が一同にその承認を諮ったところ、全員異議なく原案どおり可決承認された。(2-1-6 令和2年度決算参照)

▶ 第2号議案:令和2年度決算における公益目的事業会計の当期経 常増減額の処分案について

議長指示により、総務部長から令和2年度決算における公益目的事業会計の当期経常増減額の処分案を資料に基づき、海難防止活動の経費に充当する旨の説明があった。

(2-1-6 令和2年度決算参照)

▶ 第3号議案:理事・監事の選任について

議長指示により、総務部長から理事退任名簿に基づき次の方々が理事を退任されることになった旨の説明があった。

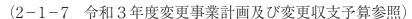
- ·理事 下石 誠 (所属) 福岡県港湾建設協会
- ・理事 森 昭三 (所属) 大分液化ガス共同備蓄(株)
- ·理事 桜田 隆 (所属) 宇部興産㈱
- ・理事 黒田 明 (所属) 西部ガス(株)
- ·理事 水野 進 (所属) 三菱重工業㈱
- · 理事 末岡民行 (所属) 内海水先区水先人会

次に議長から定款第27条第1項により、理事及び監事は総会の議決によって選任すること、同条第3項により選任にあたっては候補者ごとに議決を行わなければならない旨の説明があり、議長の指示により総務部長から、理事の任期は令和3年6月23日から令和5年度定時総会までであり、監事の任期は令和3年6月23日から令和7年度定時総会までとなっている旨の説明後、候補者名簿に基づき一人ずつ説明があり、その都度承認された。

最後に議長から再度一同にその承認を諮り、次の各候補者は満 場一致で承認された。(2-1-8 役員名簿参照)

▷ その他:令和3年度変更事業計画及び変更収支予算について

議長指示により、事業部次長から令和2年度第4回通常理事会で承認され、その後令和3年度第1回理事会で承認された令和3年度変更事業計画について、総務部長から令和3年度変更収支予算(損益ベース)について説明があり、議長が、質疑等の有無を確認したが、質疑等はなかった。





## 2-1-4 令和3年度 第2回 通常理事会

1 日 時 令和3年6月23日(水)15:45~15:58

3 場 所 リーガロイヤルホテル小倉(北九州市小倉北区浅野2-14-2)

3 出席者

·理 事 (総数 21 名)

出席:12名

高祖健一郎 工藤健太郎 野口 譲 山口正二郎 満吉隆志 山本敏雄 川﨑英雄 高濱洋嘉 平原隆美 松本 淳

井原 毅 漢那太作

欠席:9名

· 監 事 (総数 2名)

出席: 2名 関谷英一 尾﨑武広

·事務局

戸塚一也総務部長、本間睦裕事業部次長、山下巌参与

#### 4 議案等

・第1号議案:代表理事及び業務執行理事の選任について

・第2号議案:副会長及び専務理事の選任について

・第3号議案:支部長の選任について

・第4号議案:会長職務代行順序の決定について

#### 5 議事の概要

- (1) 事務局より理事総数 21 名中 12 名出席、欠席 9 名で過半数の出席があり、定款第 42 条の規定により本理事会が有効に成立する旨の報告がなされた。
- (2) 高祖健一郎理事が議長に選出された。
- (3) 議事録署名人

議長から関谷英一監事及び尾﨑武広監事が議事録署名人に指名された。

## (4) 議案の審議

▶ 第1号議案:代表理事及び業務執行理事の選任について

議長から定款第27条第2項「代表理事及び業務執行理事は理事会の議決により理事の中から選定する。」とある旨の説明の後、議長の指示により戸塚総務部長が資料に基づき、代表理事及び業務執行理事候補者として代表理事に高祖健一郎理事、また、業務執行理事として、江口良一理事、金久保龍治理事、工藤健太郎理事を候補者としている旨、代表理事が常勤役員となることから役員候補者評価委員会に諮り、同委員会から代表理事として適任である旨の報告がなされており、理事会はその報告を尊重し、代表理事を選定する必要がある旨の説明がなされた。

議長がその承認を諮ったところ、全員異議なく可決承認された。

▶ 第2号議案:副会長及び専務理事の選任について

議長から定款第27条第4項に基づき業務執行理事の中から副会長2名以内、専務理事1名及び常務理事1名を選任することができる旨の説明があった。また、議長指示により総務部長から定款第27条第3項に基づき代表理事は会長に就任すること、常務理事については、専務理事が交代する際等の引継ぎ等を勘案して常務理事を配置することとしているが引継ぎ等がないことから選

任しないこと、今回選任された業務執行理事の中から副会長、専 務理事を決める必要がある旨の説明があった。

候補者として副会長に江口良一理事及び金久保龍治理事の2名、 専務理事に工藤健太郎理事、また、専務理事は常勤の役員である ことから役員候補者評価委員会に諮り、同委員会から専務理事と して適任である旨の報告がなされている旨の説明がなされた。

議長が副会長及び専務理事の選任についてその承認を諮ったと ころ、全員異議なく原案どおり可決承認された。

## ▶ 第3号議案:支部長の選任について

総務部長から支部規程第5条第2項に支部長は、「理事会の同意を得て、支部が置かれている県在住の理事の中から会長が任命する。」と規定されており、有馬淳二理事を鹿児島支部長に、また、平原隆美理事を沖縄支部長に候補としている旨の説明がなされた。

議長が支部長の選任についてその承認を諮ったところ、全員異 議なく原案どおり可決承認された。

## ▶ 第4号議案:会長職務代行順序の決定について

議長から理事の職務規程第8条第2号「会長に事故があるとき 又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業 務執行に係る職務を代行する。」、第11条に「第8条第2号に規 定する順序は理事会において決定する。」とある旨の説明があり、 総務部長が資料に基づき説明を行い、議長が会長職務代行順序 は、江口良一副会長を第1順位とし、金久保龍治副会長を第2順 位とする旨の承認を諮ったところ、全員異議なく原案どおり可決 承認された。



## 2-1-5 令和2年度 事業報告、附属明細書

## 令和2年度事業報告

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

## I 公益目的事業

#### 1 研究事業

- (1) 関門航路早鞆瀬戸付近海域における船舶航行安全調査研究
  - ・追越し禁止海域前後で船舶の渋滞が慢性化し経済活動に支障がでる場合もある との指摘を踏まえ平成29年度に同海域での調査研究を行い、海難の減少と経済 活動に支障がない新たな安全対策を提言するとともに、東流の流速低下傾向期 における西航33番灯浮標付近海域の渋滞状況の改善を図るためには、同年度の 調査研究をベースとしてAIS未搭載船の影響確認とその結果を踏まえた船間距 離及び航行ルートなどの詳細検討が必要であるとの結論が得られた。

令和2年度事業としてこの西航33番灯浮標付近海域の渋滞状況に関する検討及び具体的な対応策の検討を行うため、渋滞発生時のAIS未搭載船に関する基礎データの収集に努めていたが、コロナ禍の影響によると思われる通航船舶数の減少から渋滞発生が確認できず、当該基礎データの収集の見込みが立たないことから、令和4年度以降の通航船舶数の回復を待って改めて本調査研究を行うこととした。

#### 2 調査事業

- (1) 港湾計画改訂等に伴う船舶航行安全対策調査研究
  - ① 令和2年度県単調査第41-1-A 号細島港航行安全対策調査検討業務

委託者:宮崎県北部港湾事務所

期 間:令和2年7月1日から令和3年1月29日まで

- ・細島港工業港地区における RORO 船の大型化等に対応するための港湾 計画一部変更に係る船舶航行の安全性について調査・検討し、航行安 全対策を取りまとめた。 (委員会2回)
- ② 西之表港港湾計画変更(防災・安全)調査(航行安全対策)委託

委託者:鹿児島県熊毛支庁

期 間:令和2年9月18日から令和3年3月17日まで

・鹿児島県は、西之表港において地震等の大規模自然災害発災時の緊急

物資等の輸送や経済活動の確保を可能とするための耐震強化岸壁を位置づける等の港湾計画一部変更を計画しており、当該港湾計画の一部変更に係る船舶航行の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。 (委員会2回)

- (2) 海上工事に伴う船舶航行安全対策調査研究
  - ① 令和2年度新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)航行安全対策検討業務

委託者:九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所

期 間:令和2年6月12日から令和2年9月17日まで

- · 航行安全対策情報整理業務
- · 航行安全対策検討資料作成業務
- · 航行安全対策検討業務
- ・新門司沖土砂処分場(II期)整備計画に関し平成27年度に検討済みの 事項に変更が生じていることから、現状の工事進捗や計画変更内容に ついて確認するとともに、既定安全対策の適用性及び新たに付加すべ き対応策の要否等を検討し、航行安全対策を取りまとめた。

(検討部会1回)

② 令和2年度関門港航行安全事前検討業務

委託者:九州地方整備局 関門航路事務所

期 間:令和2年8月1日から令和3年2月26日まで

- ・関門港における長大橋建設に関して、橋梁計画、橋梁工事中及び橋梁 完成後において必要とされる航行安全上の調査検討項目等の抽出、検 討に必要な情報の整理等を行った。
- ③ 令和2年度長崎港船舶航行安全対策検討業務

委託者:九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所

期 間:令和2年8月19日から令和3年3月26日まで

・長崎港松が枝地区の岸壁築造工事における航行船舶及び工事作業船の 航行安全対策について調査・検討するとともに、進行中の航路浚渫工 事との同時施工における航行安全対策についても調査・検討し、取り まとめた。 (委員会2回)

- (3) 船舶大型化に伴う船舶航行安全対策調査研究
  - ① 宇部港芝中地区における公共埠頭の多目的利用方策検討業務

委託者:中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所

期 間: 令和2年3月24日から令和2年11月30日まで

- ・宇部港の芝中西1号(-13m)及び芝中西2号岸壁(-12m)において 受入れが計画されている11万総トン級大型客船の入出港及び係留の安 全性についての調査・検討に関し、前年度から継続して行った準備作 業を基にシミュレータ実験等を実施し、その結果をとりまとめた。
- ② 宇部港大型客船入出港に伴う船舶航行安全対策調査業務委託第1工区

委託者:山口県宇部港湾管理事務所

期 間:令和2年4月3日から令和2年10月15日まで

・宇部港の芝中西1号(-13m)及び芝中西2号岸壁(-12m)において 受入れが計画されている11万総トン級大型客船の入出港及び係留の安 全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

(委員会2回、作業部会1回)

③ 石垣港大型客船航行安全対策検討業務

委託者:石垣市

期 間:令和2年4月28日から令和3年2月26日まで

・石垣港新港地区に22万総トン級及び14万総トン級大型客船を受け入れる計画の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

(委員会3回、作業部会1回、操船シミュレータ検証実験1回)

④ 長崎港広域連携工事(船舶航行安全対策検討委員会)

委託者:長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所

期 間:令和2年6月3日から令和3年3月25日まで

・長崎港松が枝岸壁に受け入れている 15万G T級大型客船の同岸壁付近 における風速条件、夜間入出港及び 16万 GT 級大型客船の夜間入港に ついて、その安全性を調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

(委員会2回、作業部会1回、操船シミュレータ検証実験1回)

⑤ 三池港夜間出港に伴う航行安全対策検討業務

委託者:福岡県南筑後県土整備事務所

期 間:令和2年6月18日から令和3年3月31日まで

・三池港に現在受入れている 12,000 DWT 級コンテナ船が夜間出港する計画に関し、その安全性を調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

(委員会3回、作業部会1回、操船シミュレータ検証実験1回)

⑥ 北九州港 (浅野地区) 客船入出港に伴う航行安全対策検討業務委託

委託者:北九州市

期 間:令和2年6月24日から令和3年2月28日まで

・北九州港浅野地区に9千GT級客船を受入れる計画の安全性について 調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

(委員会3回、作業部会1回、操船シミュレータ検証実験1回)

(7) 石垣港船舶航行安全管理業務(契約は3情報提供事業の(1)の⑥に含まれる。)

委託者:沖縄総合事務局開発建設部 石垣港湾事務所

期 間: 令和2年11月30日から令和3年3月31日

・石垣港(新港地区)の令和2年度末における整備状況での水深10.5m の岸壁及び航路・泊地の共用に関し、16万総トン級及び14万総トン級 大型客船の入出港を対象として安全性を調査・検討し、航行安全対策 を取りまとめた。

(委員会2回、作業部会1回、操船シミュレータ検証実験1回)

⑧ 長崎港広域連携工事(航行安全対策検討部会)

委託者:長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所

期 間:令和3年3月2日から令和3年8月31日まで

・長崎港松が枝岸壁における 15 万総トン級大型客船の左舷係留に伴う安全を確保するための対策について調査・検討し航行安全対策を取りまとめるもので、検討部会開催の準備作業を実施した。

## 3 情報提供事業

(1) 船舶航行安全支援業務

以下の海上工事に関し、付近を通航する船舶及び工事の安全確保並びに円滑な工事の遂行のため、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに情報提供した。

① 平成31年度新門司港沖外航行安全管理業務

委託者:九州地方整備局 北九州港湾·空港整備事務所

期 間: 平成31年4月1日から令和2年7月31日まで

- ・新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)工事、苅田航路浚渫工事及び北九州港工事(新門司地区)
- ② 令和元年度博多港整備船舶安全管理業務

委託者:九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所

期 間:令和元年10月3日から令和2年6月26日まで

- ・博多港アイランドシティ地区岸壁改良工事及び博多港中央航路地区航 路浚渫工事に伴うもの
- ③ 苅田港浚渫工事に伴う航行安全支援業務委託

委託者:福岡県苅田港務所

期 間: 令和元年12月19日から令和2年5月29日まで

· 苅田港浚渫工事

④ 宇部港本港地区航行安全管理業務

委託者:中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所

期 間:令和2年2月25日から令和2年7月31日まで

- · 宇部港本港地区航路浚渫工事
- ⑤ 令和2年度関門航路整備船舶安全管理業務

委託者:九州地方整備局 関門航路事務所

期 間:令和2年4月1日から令和2年12月25日

- ・関門港大瀬戸から早鞆瀬戸地区までの浚渫工事及び関門鉄道トンネル 上部海底調査
- ⑥ 石垣港船舶航行安全管理業務(契約は2調査事業の(3)の⑦を含む。)

委託者:沖縄総合事務局開発建設部 石垣港湾事務所

期 間:令和2年4月11日から令和3年3月31日

- ・石垣港 (新港地区) 航路・泊地整備工事及び石垣港新港地区巡視船係留 施設整備工事
- ⑦ 廃棄物響灘東護岸築造における船舶安全管理業務委託(2)

委託者:北九州市港湾空港局

期 間:令和2年4月17日から令和3年1月29日まで

- ·響灘東地区処分場整備事業の護岸築造工事
- ⑧ 令和2年度博多港整備船舶安全管理業務

委託者:九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所

期 間:令和2年6月8日から令和2年12月18日まで

- ・博多港アイランドシティ地区及び香椎パークポート地区岸壁改良工事 並びに博多港中央航路地区及び中央ふ頭地区航路浚渫工事
- ⑨ 令和2年度新門司沖外航行安全管理業務

委託者:九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所

期 間:令和2年8月4日から令和3年7月30日まで

- ・新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)地盤改良等工事、北九州港(新門司地区) 及び苅田航路浚渫工事
- ⑩ 宇部港本港地区航行安全管理業務

委託者:中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所

期 間:令和2年8月6日から令和2年11月20日まで

- · 宇部港本港地区浚渫工事
- ① 令和2年度苅田港浚渫工事に伴う航行安全支援業務委託

委託者:福岡県苅田港務所

期 間:令和2年9月9日から令和3年2月26日

・苅田港南港地区及び新松山地区浚渫工事

② 海底ケーブル改修工事に伴う航行安全支援業務

委託者:九州電力送配電株式会社

期 間:令和2年8月6日から令和2年9月30日まで

・海底ケーブル改修工事

③ 改修(統合) 奥洞海航路船舶安全管理業務委託(2)

委託者:北九州市港湾空港局

期 間:令和2年10月21日から令和3年3月15日まで

・奥洞海航路の浚渫工事

(4) 宇部港本港地区航行安全管理業務(その2)

委託者:中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所

期 間:令和3年2月25日から令和3年8月13日まで

· 宇部港本港地区 · 泊地浚渫工事

(2) 海難防止強調運動及び海難防止啓蒙活動

海の事故ゼロキャンペーンにおける運動方針を受け、「西日本海難防止強調運動 推進連絡会議」、「南九州海難防止強調運動推進連絡会議」及び「沖縄地方海難防 止強調運動推進連絡会議」について書面により報告、意見照会が行われ実施計画 が策定された。

また、それぞれの地区において、海難防止啓蒙ポスター及び海難防止関連グッズを作成して啓蒙活動を支援した。

① 南九州海難防止強調運動推進連絡会議

日 時 令和2年5月22日(書面審議·実施計画策定)

② 西日本海難防止強調運動推進連絡会議

日 時 令和2年6月22日(書面審議・実施計画策定)

③ 沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議

日 時 令和2年7月9日(書面審議·実施計画策定)

(3) 講習会の実施

安全講習会の実施

令和2年9月25日、海上起重作業管理技士等更新技術講習会受講者に対する安全講習を実施した。

#### (4) 広報活動

① 「会報」の発行

「会報」第189号から第192号を発行し、会員及び関係先に配布した。前年度

に引き続き事業地域内にある主な港湾の港湾紹介を連載し、第 191 号では九州・沖縄海域の船舶海難の発生状況、第 192 号では狭水道における船舶海難の発生状況を掲載した。

② ホームページ等の充実

当会及び当会の各支援業務室のホームページ上で安全管理情報を充実させる とともに海事広報展示館のイベント情報を積極的に掲載し、海事関係者はもと より広く社会一般に海難防止思想を啓発した。

③ 海事広報展示館での周知宣伝

海事広報展示館(関門海峡らいぶ館)は平成23年4月から北九州市門司港の旧JR九州本社ビルで運営してきたが、同ビルのホテルへの改修計画があるため、令和2年6月19日に北九州の海の玄関口であるマリンゲートもじに移転し開館した。

海事関係者等からビジュアルシュミレーションに関し、充実を図って欲しい との要望があり、検証可能なリモートビジュアルシュミレーション装置の導入 を図った。また、これまでの水路記念日パネル展等を開催し、海難防止思想の 普及及び周知宣伝を行った。

## Ⅱ 収益目的事業

#### 調査事業

① 2020年度北九州響灘洋上ウィンドファーム(仮称)開発計画に伴う航行安全 検討業務委託

委託者:ひびきウインドエナジー株式会社

期 間:令和2年3月2日から令和2年11月30日まで

・北九州港響灘地区において計画されている北九州響灘洋上ウィンドファーム(仮称)開発計画に関して、付近航行船舶に与える影響や航行安全上の課題等を検討し、響灘洋上風力発電施設の設置・稼働に伴う必要な航行安全対策を取りまとめた。

(前年度からの継続事業 委員会2回、作業部会1回、シミュレータ実験1回)

② 西海江島沖洋上風力発電事業に係る航行安全調査

委託者:ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

期 間:令和2年8月19日から令和3年3月31日まで

・長崎県西海市江島沖で実施される洋上風力発電事業について、通航船 舶、洋上風力発電施設、航路標識等の視認性の観点から付近海域の船 舶航行の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

(委員会2回、作業部会1回、シミュレータ実験1回)

③ 関門航路及びその周辺における船舶交通量調査補助

委託者:株式会社 MOL マリン

期 間:令和2年9月14日から令和2年9月16日まで

- ・委託者が関門航路及びその周辺の船舶交通量を把握するため、同海域 における通航船舶の実態調査を行うにあたり、交通量調査の補助とし て通航船舶の実態観測の補助を行った。
- ④ 北九州響灘洋上ウィンドファーム (仮称) 開発計画に伴う船舶実態調 査業 務委託

委託者:ひびきウインドエナジー株式会社

期 間:令和3年1月15日から令和3年4月9日まで

- ・北九州響灘洋上ウィンドファーム(仮称)開発計画に伴う施工計画に関し、その航行安全対策検討に必要な対象海域における船舶航行状況の把握のため、実態観測を行うとともに観測結果の解析を行い取りまとめた。
- ⑤ 宇部興産6号岸壁への石炭船入出港に伴う航行安全対策調査検討業務

委託者:宇部興産株式会社

期 間: 令和3年1月25日から令和3年10月31日まで

・宇部興産6号岸壁に現在受け入れている9万DWT級石炭船が、通航路の増深に対応して積載量を変更して入港する計画に関し、その安全性を調査・検討し航行安全対策を取りまとめるもので、第1回委員会の資料作成等を実施した。

## Ⅱ 会議

#### 1 理事会及び総会

(1) 令和2年度第1回通常理事会(書面審議)

第1回理事会の決議及び報告があったものとみなされた日 令和2年6月4日

提案者 公益社団法人西部海難防止協会 代表理事 高祖健一郎 議決権を有する理事総数 22名

#### 決議事項

第1号議案:令和元年度事業報告、附属明細書

第2号議案:令和元年度決算

第3号議案:令和2年度変更事業計画第4号議案:令和2年度変更収支予算

第5号議案:理事・監事の選任について

第6号議案:令和2年度定時総会開催の変更について

第7号議案:専門委員の委嘱について

第8号議案:業務運営会議構成員の委嘱について

その他 業務執行状況報告

(2) 令和2年度定時総会(書面審議)

定時総会の決議及び報告があったものとみなされた日 令和元2年6月23日

提案者 公益社団法人西部海難防止協会 代表理事 高祖健一郎 議決権を有する会員総数 224 名

報告事項 令和元年度事業報告、附属明細書

決議事項

第1号議案:令和元年度決算

第2号議案:理事・監事の選任について

(3) 令和2年度第2回通常理事会(書面審議)

第2回理事会の決議及び報告があったものとみなされた日 令和2年7月1日

提案者 公益社団法人西部海難防止協会 代表理事 高祖健一郎 議決権を有する理事総数 21 名

決議事項

第1号議案:業務執行理事の選任について

第2号議案:副会長の選任について

第3号議案:会長職務代行順序の決定について

第4号議案:支部長の選任について

第5号議案:専門委員の委嘱について

第6号議案:表彰について

(4) 令和2年度第3回通常理事会

日 時 令和2年11月6日

場 所 リーガロイヤルホテル小倉(北九州市小倉北区浅野2-14-2)

出席者 15名(理事13名、監事2名)

議案審議

第1号議案:公益財団法人日本海事センター令和3年度補助金交付申請

について

第2号議案:諸規定の改正について

その他 業務執行状況報告

(5) 令和2年度第4回通常理事会(書面審議)

第4回理事会の決議及び報告があったものとみなされた日 令和3年3月1日

提案者 公益社団法人西部海難防止協会 代表理事 高祖健一郎 議決権を有する理事総数 21 名

## 決議事項

第1号議案:令和3年度事業計画について

第2号議案:令和3年度予算について

第3号議案:令和3年度定時総会の開催について

第4号議案:専門委員の委嘱について

第5号議案:銀行保証について

第6号議案:表彰について

## 2 業務運営会議

第1回(書面開催)

日 時 令和2年5月29日

対象者 9名

① 令和3年度第1回通常理事会、定時総会及び第2回通常理事会提出 議案等について

#### 第2回

日 時 令和2年10月28日

場 所 公益社団法人 西部海難防止協会 会議室

出席者 8名

- ① 一般業務報告について
- ② 行事予定について
- ③ 公益財団法人日本海事センター令和3年度補助金交付申請について
- ④ 諸規定の改正について

## 第3回(書面開催)

日 時 令和3年2月17日

対象者 9名

- ① 令和3年度事業計画について
- ② 令和3年度予算について
- ③ 令和3年度定時総会の開催について

- ④ 専門委員の委嘱について
- ⑤ 銀行保証について
- ⑥ 表彰について

## Ⅳ 会員の現状

区分	令和2年4月 会員数	退会会員数	入会会員数	令和3年度 予定会員数
団体会員	2 1 2	4	0	2 0 8
個人会員	1 2	0	0	1 2
計	2 2 4	4	0	2 2 0

## 事業報告の附属明細書

令和2年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

## 2-1-6 令和2年度 決算

負債及び正味財産合計

# 貸借対照表(総括表)

令和3年3月31日現在 (単位:円) 科 目 当 年 度 前 年 度 増 減 I 資産の部 1 流動資産 現金預金 95, 110, 606 77, 180, 168 17, 930, 438 未収金 252, 971, 800 △ 31, 297, 155 221, 674, 645 前払金 1,541,391 229, 781 1, 311, 610 流動資産合計 318, 326, 642 331, 463, 578 △ 13, 136, 936 2 固定資産 基本財産 40,000,000 40,000,000 基本財産計 40,000,000 40,000,000 特定資産 退職給付引当預金 12, 703, 083 9, 584, 601 3, 118, 482 特定資産合計 12, 703, 083 9, 584, 601 3, 118, 482 その他の固定資産 建物付属設備  $\triangle$  5, 244, 744 2, 700, 240 7, 944, 984 什器備品 17, 235, 648 22, 441, 431  $\triangle$  5, 205, 783 敷 金 5, 191, 042 4, 938, 042 253,000 その他の固定資産計 25, 126, 930 35, 324, 457 △ 10, 197, 527 固定資産合計 77, 830, 013 84, 909, 058  $\triangle$  7, 079, 045 資産合計 396, 156, 655 416, 372, 636  $\triangle$  20, 215, 981 Ⅱ負債の部 1 流動負債 327, 306, 073 未払金 361, 413, 989  $\triangle$  34, 107, 916 前受金 預り金 2, 886, 391 3, <u>4</u>46, <u>76</u>0 △ 560, 369 330, 192, 464 364, 860, 749 △ 34, 668, 285 流動負債合計 2 固定負債 退職給付引当金 12, 703, 083 9, 584, 601 3, 118, 482 固定負債合計 12, 703, 083 9, 584, 601 3, 118, 482 負債合計 342, 895, 547 374, 445, 350  $\triangle$  31, 549, 803 Ⅲ正味財産の部 正味財産 正味財産 53, 261, 108 41, 927, 286 11, 333, 822

396, 156, 655

416, 372, 636

△ 20, 215, 981

# 正 味 財 産 増 減 額 計 算 書 (総 括 表)

令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

科目	当 年 度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	3, 950	3, 970	△20
基本財産受取利息	3, 950	3, 970	△20
② 特定資産運用益	958	1, 983	△1, 025
特定資産受取利息	958	1, 983	△1, 025
③ 受取会費	9, 295, 200	9, 583, 200	△288, 000
正会員受取会費	9, 295, 200	9, 583, 200	△288, 000
④ 受取補助金等	10, 185, 000	10, 185, 000	0
受取民間補助金	10, 185, 000	10, 185, 000	0
⑤ 受講料収益	0	0	0
受取受講料	0	0	0
⑥ 事業収益	494, 898, 200	525, 013, 232	△30, 115, 032
航行安全支援事業収益	200, 044, 040	260, 351, 316	△60, 307, 276
調査研究事業収益	218, 844, 160	250, 309, 116	$\triangle 31, 464, 956$
特定調査研究事業収益	76, 010, 000	14, 352, 800	61, 657, 200
⑦ 受取寄附金	0	0	0
⑧ 雑収益	915	565	350
受取利息収益	915	563	352
雑収益	0	2	$\triangle 2$
経常収益計	514, 384, 223	544, 787, 950	△30, 403, 727
(2) 経常費用		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<ol> <li>事業費</li> </ol>	489, 707, 226	528, 830, 546	△39, 123, 320
役員報酬	14, 858, 500	14, 834, 516	
給料手当	152, 770, 522	174, 987, 390	
臨時雇賃金	6, 995, 719	8, 710, 570	$\triangle 1,714,851$
通勤手当	9, 769, 353	11, 388, 037	△1,618,684
福利厚生費	25, 662, 943	28, 810, 884	$\triangle 3, 147, 941$
退職給付費用	4, 075, 475	3, 617, 812	457, 663
会議費	6, 233, 108	10, 294, 675	$\triangle 4,061,567$
旅費交通費	36, 325, 339	55, 252, 417	$\triangle 18,927,078$
諸謝金	7, 185, 540	9, 374, 474	$\triangle 2, 188, 934$
修繕費	0	0	0
役務費	13, 671, 011	5, 089, 313	8, 581, 698
減価償却費	12, 399, 474	16, 484, 096	△4, 084, 622
消耗品費	11, 666, 071	11, 269, 885	396, 186
賃借料	25, 711, 602	27, 160, 135	
通信運搬費	6, 671, 694	7, 606, 883	△935, 189
印刷製本費	7, 132, 119	7, 194, 190	△62, 071

科 目	当 年 度	前年度	増減
光熱水料費	2, 281, 672	2, 542, 051	△260, 379
委託費	113, 478, 200	98, 864, 000	14, 614, 200
租税公課	23, 700, 580	25, 254, 250	$\triangle 1,553,670$
支払利息	5, 125, 112	4, 729, 170	
雑費	3, 993, 192	5, 365, 798	
② 管理費	11, 855, 003	12, 824, 425	
役員報酬	691, 500	1, 021, 477	$\triangle 329,977$
給料手当	5, 105, 940	3, 958, 064	1, 147, 876
臨時雇賃金	0	0	0
通勤手当	334, 242	333, 897	345
福利厚生費	736, 165	602, 773	133, 392
退職給付費用	221, 673	184, 689	36, 984
会議費	125, 189	863, 383	
旅費交通費	303, 418	1, 179, 720	△876, 302
修繕費	0	100.000	0
後期	231, 355	139, 366	91, 989
減価償却費	779 194	1 995 499	V 4E2 929
消耗品費	772, 184 1, 606, 024	1, 225, 422	$\triangle 453, 238$
賃借料 諸謝金	896, 500	1, 306, 484 983, 718	
通信運搬費	241, 187	329, 001	△87, 218 △87, 814
印刷製本費	110, 880	116, 142	
光熱水料費	145, 884	140, 105	
租税公課	67, 120	225, 505	
維費	265, 742	214, 679	51, 063
経常費用計	501, 562, 229	541, 654, 971	△40, 092, 742
当期経常増減額	12, 821, 994	3, 132, 979	9, 689, 015
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	1, 488, 172	1, 643, 370	△155, 198
借入金支払利息	764, 339	1, 287, 980	△523, 641
固定資産除却損	723, 833	355, 390	368, 443
経常外費用計	1, 488, 172	1, 643, 370	△155, 198
当期経常外増減額	△1, 488, 172	△1, 643, 370	155, 198
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	11, 333, 822	1, 489, 609	9, 844, 213
一般正味財産期首残高	41, 927, 286	40, 437, 677	1, 489, 609
一般正味財産期末残高	53, 261, 108	41, 927, 286	11, 333, 822
Ⅱ 指定正味財産増減の部		, ,	· ·
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
Ⅲ 正味財産期末残高	53, 261, 108	41, 927, 286	11, 333, 822

## 財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在していない。

#### 2 重要な会計方針

- (1) 「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日、平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等 委員会)を採用している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法 建物付属整備は定額法、什器備品は定率法により減価償却を実施している。
- (3) 引当金の計上基準 退職給付引当預金・・・・・期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- 3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科	目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産					
定期預金		40,000,000	0	0	40,000,000
小	計	40,000,000	0	0	40,000,000
特定資産					
退職給付引	当資産	9,584,601	4,297,148	1,178,666	12,703,083
小	計	9,584,601	4,297,148	1,178,666	12,703,083
合	計	49,584,601	4,297,148	1,178,666	52,703,083

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科	目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産		40,000,000	(0)	(40,000,000)	
定期預金		40,000,000	(0)	(40,000,000)	
小	計	40,000,000	(0)	(40,000,000)	_
特定資産 退職給付引	当資産	12,703,083	(0)	(0)	(12,703,083)
小	計	12,703,083	(0)	0	(12,703,083)
合	計	52,703,083	(0)	(40,000,000)	(12,703,083)

5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科	目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定 建物付属設		27,722,206	25,021,966	2,700,240
什器備品		74,731,664	57,496,016	17,235,648
合	計	102,453,870	82,517,982	19,935,888

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残 高	当期増加額	当期減少額	当期残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金 海域別海難防止 事業補助金	公益財団法人 日本海事センター	0	10,185,000	10,185,000	0	_
合 計		0	10,185,000	10,185,000	0	

## 7 その他

当法人は内閣府より平成25年3月19日付(府益担第2837号)を以って公益社団法人として認 定を受け、平成25年4月1日より公益社団法人 西部海難防止協会に移行している。

# 財産目録令和 3 年 3 月 31 日現在

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金預金	現金		
	本部事務所	運用資金として	6,766
	鹿児島支部事務所	同上	506
	那覇事務所	同上	0
	普通預金		
	北九州銀行 門司支店 普通預金0089972	運用資金として	93,297,230
	北九州銀行 門司支店 普通預金6035742	同上	0
	北九州銀行 門司支店 普通預金5042769	同上	1,179,340
	鹿児島銀行 本店	同上	91,251
	琉球銀行 安謝支店	同上	204,898
	ゆうちょ銀行(門司港郵便局)	同上	320,826
	福岡銀行 門司支店	同上	9,680
	三菱 UFJ 銀行 北九州支店	同上	109
		(現金預金計)	95,110,606
未収金	九州地方整備局ほか9件	支援業務に係る未収金等	221,674,645
前払金	(株)小倉興産ほか9件	本部事務所に係る前払家賃ほか	1,541,391
流動資産合計			318,326,642

(単位:円)

貸借対.	照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(固定資産)				
基本財産	定期預金	北九州銀行 門司支店	当協会の業務遂行のために保有する基本財産の定期預金	10,000,000
		三菱UFJ銀行 北九州支店		10,000,000
		福岡銀行 門司支店		20,000,000
			(基本財産計)	40,000,000
特定資産	退職給付引当資産	北九州銀行 門司支店	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	9,703,083
		福岡銀行 門司支店	同上	3,000,000
			(特定資産計)	12,703,083
その他固定資産	建物付属設備	本部会議室及び支援業務室等	公益目的事業を遂行するために必要な内装改 修工事等を実施し事業用として使用	2,700,240
	什器備品	監視カメラほか 77 点	公益目的事業を遂行するために必要な装備品 及び備品であり、公益事業用として使用	17,235,648
	敷金	郵船不動産㈱ほか9件	事務所等に係る敷金	5,191,042
			(その他固定資産計)	25,126,930
固定資	產合計			77,830,013
資産	<b>全合計</b>			396,156,655
(流動負債)				
	未払金	日本年金機構ほか32件	社会保険料ほか	327,306,073
	預り金	役職員厚生・健保ほか4件	社会保険料 (厚生健保等)	2,886,391
流動負	債合計			330,192,464
(固定負債)				
	退職給付引当金	役職員	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	12,703,083
固定負債合計				12,703,083
負債	合計			342,895,547
正明	:財産			53,261,108

## 附属明細書

#### 1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記3「基本財産及び特定財産の増減額及び その残高」及び注記4「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」に記載しているため省略する。

2 引当金の明細 (単位:円)

	期首残高	当期増加額	当期派	載少額	期末残高
	别目/戊间	ヨ朔増加領 	目的使用	その他	別 不 / 文 向
退職給付引当金	11,375,750	3,802,501	5,593,650	0	9,584,601

(注) 計上の理由及び金額の算定方法は、財務諸表に対する注記2「重要な会計方針」に記載のとおりである。

## 令和 2 年度決算における公益目的事業会計の 当期経常増減額の処分案について

令和2年度決算における公益目的事業会計の当期経常増減額は、3,512,773円の残額が生じていますが、公益目的事業会計では収支相償として当期経常増減額は「0」又はマイナスになることが求められています。

今回、公益目的事業会計の当期経常増減額がプラスになった要因は「海難に関する事項を研究する 事業」(自主事業)が実施困難となったことによるものです。

従いまして、この公益目的事業会計の当期経常増減額の残額 3,512,773 円につきましては令和 3 年度の海難防止活動の経費に充当します。

## 2-1-7 令和3年度 変更事業計画及び変更収支予算

## 令和3年度変更事業計画書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

## I 公益目的事業

## 1 研究事業

事 業 名	事業の内容
南九州周辺海域における台風避泊等船舶航行安全対策に関する調査研究	近年、強い勢力を維持したまま九州、四国、近畿等に接近或いは上陸する台風や日本近海で急速に発達する台風が増加傾向にあり、各地で船舶の走錨等に起因した事故が多発したことを受け、当協会では令和元年度に「北九州空港周辺海域及び長崎空港周辺海域における荒天時の走錨に起因する事故防止に関する調査研究」及び「沖縄付近海域における台風避泊等船舶航行安全対策調査研究」により安全対策を提言したところであるが、台風常襲地域である南九州沿岸においては、平成16年に10個の台風が上陸し全国的に大きな海難、災害をもたらせたことから平成17年に「台風避泊ガイド」を作成し、平成20年に改訂を行い海事関係者に対し、安全情報の提供を実施してきたところである。しかしながら、近年の台風の状況から、早期避難にかかる考え方等、台風来襲時の避泊等の安全性について改めて整理する必要がある。また、志布志湾と喜入港周辺海域の走錨等に起因する海難防止対策についてもフォローアップとしての検証を行い、南九州沿岸域における台風時の避泊等の安全性に関する調査研究を行い、それら結果を台風避泊ガイドの改訂版に反映し、関係者へ周知等を行い近年における台風に伴う海難の減少を図ることを目的とする。

## 2 調査事業

事 業 名	事業の内容
1. 港湾計画改訂に伴う船舶	港湾計画の改訂に伴う船舶交通についての諸問題に係る
航行安全対策調査研究	航行安全対策について調査研究する。
2. 港湾工事に伴う船舶航行	港湾工事に伴う海上交通流の変化等新たに生じる海上交
安全対策調査研究	通の諸問題に係る航行安全対策について調査研究する。
3. 船舶大型化に伴う船舶航 行安全対策調査研究	船舶大型化に伴う入出港及び着離岸等航行安全対策について調査研究する。

## 3 情報提供事業

事 業 名	事業の内容
1. 航行安全支援業務	海上工事に関し、工事付近航行船舶及び工事の安全確保 並びに円滑な工事の遂行のため、工事に関する情報、通航 船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、 これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに情報 提供する。 更に、ホームページを活用し広く一般に安全情報を広報 周知する等航行安全支援業務を実施する。
2. 海難防止強調運動の実施	全国海難防止強調運動における運動方針を受け西日本、 南九州、沖縄地区の推進連絡会議を開催し、推進方法を企 画、策定し、実施する。
3. 海難防止啓蒙活動	海難防止啓蒙ポスター及び海難防止関連グッズを作成し て啓蒙活動を支援する。
4. 講習会	<ol> <li>西海防セミナー 年2回(北九州市、福岡市)、海難防止に関する講演 を実施し、海難防止に関する啓発を行う。</li> <li>安全講習会 海上工事作業従事者に対し、海域の特性等を勘案した 講習会を実施する。</li> </ol>
5. 広報活動	<ul> <li>① 会報の刊行会務、調査研究の成果等を取りまとめ「公益社団法人西部海難防止協会会報」として会員及び関係者に年4回配布する。</li> <li>② ホームページの活用海事関係者はもとより広く社会一般に広報し、海難防止思想を啓発して、海難防止に資する。</li> <li>③ 海事広報展示館での周知宣伝平成2年6月に新たな施設へ移転した海事広報展示館(らいぶ館)の展示物を充実させ、海事思想の普及を図り、海難防止活動を実施する。</li> </ul>

## Ⅱ 収益目的事業

## 調査事業

事業名	事業の内容
1. 特定船舶の入港に係る解析調査	船舶の入港に関し委員会報告書に基づく入港基準と航跡 を解析調査する。
2. 特定船舶の入出港に係る 船舶航行安全対策調査研究	大型原料船の入出港及び離着岸等の航行安全対策につい て調査検討を行う。
3. 特定洋上風力に係る船舶 航行安全対策調査研究	洋上風力設置に伴う適地エリア、工事中等の船舶航行安全対策を調査研究する。

## 令和3年度 変更収支予算書(損益ベース)

(内訳表)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

7/		* = > kk		(単位:円)	
科	目	変更予算	公 益	収 益	法人
I 一般正味財産増	減の部				
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産	基本財産		4,000	0	0
基本財産	受取利息	4,000	4,000	0	0
② 特定資産	運用益	3, 000	1,000	1, 000	1,000
特定資産	受取利息	3, 000	1,000	1,000	1,000
③ 受取会費	,	9, 238, 000	4, 619, 000	0	4, 619, 000
正会員受		9, 238, 000	4, 619, 000		4, 619, 000
④ 受取補助	金等	10, 185, 000	10, 185, 000	0	0
受取民間	補助金	10, 185, 000	10, 185, 000	0	0
⑤ 受講料収	入	150, 000	150, 000		0
受取受講	料	150, 000	150, 000		0
⑥ 事業収益		492, 609, 000	419, 026, 000		8, 683, 000
	支援事業収益	223, 349, 000	218, 815, 000	0	4, 534, 000
調査研究		204, 360, 000	200, 211, 000	0	4, 149, 000
	研究事業収益	64, 900, 000	0	64, 900, 000	0
⑦ 受取寄付	金	0	0	0	0
⑧ 雑収益		13, 000	11, 000		1,000
受取利息	収入	3, 000	1,000	1, 000	1,000
雑収益		10, 000	10, 000	0	0
経常収益計		512, 202, 000	433, 996, 000	64, 902, 000	13, 304, 000
(2) 経常費用					
① 事業費		494, 297, 000	437, 281, 000		0
役員報酬		14, 659, 000	13, 570, 000		
給料手当		140, 936, 000	134, 168, 000	6, 768, 000	
臨時雇賃		10, 249, 000	10, 249, 000	0	
通勤手当		8, 264, 000	7, 879, 000		
福利厚生		25, 409, 000	24, 182, 000	1, 227, 000	
退職給付	費用	3, 440, 000	3, 195, 000		
会議費		7, 287, 000	5, 784, 000		
旅費交通	費	40, 440, 000 10, 922, 000	32, 076, 000		
諸謝金	諸謝金		8, 951, 000	1, 971, 000	
修繕費		500, 000 1, 256, 000	500, 000		
役務費			1, 067, 000		
減価償却費		7, 693, 000	7, 693, 000		
消耗什器		0 11, 518, 000			
	消耗品費		11, 358, 000		
賃借料		25, 518, 000	24, 402, 000		
通信運搬		3, 685, 000	3, 627, 000		
印刷製本	費	7, 987, 000	7, 024, 000	963, 000	

(単位:円)

				(単位:円)	
	科目	変更予算	公益	内   訳     収益	法人
$\vdash$	光熱水料費	3, 291, 000	3, 267, 000	24, 000	
	委託費	136, 932, 000		28, 686, 000	
	租税公課	24, 570, 000		3, 162, 000	
	支払利息	4, 393, 000		791, 000	
	雑費	5, 348, 000		315, 000	
	② 管理費	13, 275, 000	0	0	13, 275, 000
	役員報酬	892, 000			892,000
	給料手当	4, 937, 000			4, 937, 000
	通勤手当	363, 000			363, 000
	福利厚生費	876, 000			876, 000
	退職給付費用	248, 000			248, 000
	会議費	891, 000			891, 000
	旅費交通費	1, 026, 000			1, 026, 000
	役務費	145, 000			145, 000
	消耗品費	646, 000			646, 000
	賃借料	1, 172, 000			1, 172, 000
	諸謝金	947, 000			947, 000
	通信運搬費	185, 000			185, 000
	印刷製本費	317, 000			317, 000
	光熱水料費	141,000			141,000
	租税公課	380,000			380, 000
	雑費	109,000			109, 000
	経常費用計	507, 572, 000	437, 281, 000	57, 016, 000	13, 275, 000
	当期経常増減額	4, 630, 000	△ 3, 285, 000	7, 886, 000	29, 000
	2. 経常外増減の部				
	(1) 経常外収益	0	0	0	0
	経常外収益計	0			
	(2) 経常外費用	975, 000	975, 000	0	0
	借入金支払利息	975, 000	975, 000		
	固定資産除却損	0			
	経常外費用計	975, 000	975, 000	0	0
	当期経常外増減額	△ 975,000	△ 975,000	0	0
	他会計振替額	0	3, 943, 000	△ 3, 943, 000	
	当期一般正味財産地	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	△ 317,000	3, 943, 000	29, 000
	一般正味財産期首例		29, 143, 000	18, 466, 000	5, 652, 000
	一般正味財産期末死	浅高 56,916,000	28, 826, 000	22, 409, 000	5, 681, 000
П	指定正味財産増減の部	ACA Dates			
	当期指定正味財産地				
	指定正味財産期首例				
	指定正味財産期末例			_	
Ш	正味財産期末残高	56, 916, 000		22, 409, 000	5, 681, 000
		1 借入限度	罗白	250,000,000円	

1 借入限度額

250,000,000円

2 債務負担額

0円

## 2-1-8 役員名簿

役員	名		氏	名		所属	備考
会 長	(理事)	高	祖	健-	一郎	(公社)西部海難防止協会 会長	
副会長	(理事)	江	П	良		関門水先区水先人会 会長	
副会長	(理事)	金ケ	、保	龍	治	日本製鉄㈱ 九州製鉄所八幡地区 工程業務部長	
専務	理事	工	藤	健力	大郎	(公社)西部海難防止協会 専務理事	
理	事	野	П		譲	日本郵船㈱ 九州支店長	
理	事	松	本		淳	(株)商船三井 九州支店長	
理	事	小	倉	征	巳	福岡県港湾建設協会 会長	
理	事	鶴	丸	俊	輔	日本船主協会 九州地区船主会 議長	
理	事	石	井	秀	夫	㈱近藤海事 代表取締役会長	
理	事	有	馬	淳	$\stackrel{-}{\longrightarrow}$	㈱共進組 取締役会長	
理	事	Щ	П	正_	二郎	博多水先区水先人会 会長	
理	事	鈴	木		洋	大分液化ガス共同備蓄㈱ 大分事業所 取締役所長	
理	事	満	吉	隆	志	九州電力㈱ エネルギーサービス事業統括本部 企画・需給本部 エネルギー取引部長	
理	事	井	原		毅	宇部興産㈱ 宇部渉外部長	
理	事	加	藤	健	次	ENEOSマリンサービス㈱ 取締役 船舶業務部長	
理	事	Щ	本	敏	雄	西部ガス㈱ 取締役 常務執行役員	
理	事	小	原	雅	典	ENEOS㈱ 大分製油所 副所長	
理	事	Ш	﨑	英	雄	三菱重工業㈱ 防衛・宇宙セグメント艦艇事業部   立神艦船製造部 船渠長	
理	事	漢	那	太	作	全日本海員組合 九州関門地方支部 地方支部長	
理	事	高	濱	洋	嘉	内海水先区水先人会 会長	
理	事	亚	原	隆	美	琉球海運㈱ 専務取締役	
理	事	有	馬	淳	$\equiv$		
監	事	尾	﨑	武	広	(一社)長崎県以西底曳網漁業協会 理事	
監	事	関	谷	英	_	西日本海運㈱ 代表取締役社長	

理事の任期は令和5年度定時総会まで

監事の任期は令和7年度定時総会まで

## 2-2 一般事業

## 2-2-1 令和3年度 西日本海難防止強調運動推進連絡会議

本年は、書面により報告・意見照会がなされ6月10日令和3年度実施計画が策定された。

## 1 議 題

- ① 令和2年度西日本海難防止強調運動実施結果
- ② 令和2年海難の発生状況
- ③ 令和3年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画
- ④ 令和3年度西日本海難防止強調運動実施計画(案)

## 2 構成者

(1) 海事関係者

(公財)海難審判・船舶事故調査協会 門司支部長 (公財)海難審判・船舶事故調査協会 長崎支部長 外国船舶安全対策連絡協議会連合会 会長 九州水曜会 幹事会社の代表者 九州地方港運協会 会長 (公社) 九州北部小型船安全協会 会長 九州旅客船協会連合会 会長 九州地方海運組合連合会 会長 全国内航タンカー海運組合 西部支部長 全日本海員組合 九州関門地方支部長 西日本遊漁船業協同組合 代表理事 (一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 九州事務所長 日本船主協会 九州地区船主会 議長 (株)日本船舶職員養成協会西日本 代表取締役 (公社) 九州海事広報協会 会長 PW 安全協会 九州地方本部長

(公社) 日本海洋少年団連盟九州北部地区連盟 事務局長

(公社) 日本海洋少年団連盟中国地区連盟山口県連盟 事務局長

## (2) 地区代表

仙崎地区海難防止強調運動推進連絡会 会長 関門地区海難防止強調運動推進連絡会議 議長 洞海地区海難防止強調運動推進連絡会 委員長 福岡地区海難防止強調運動推進連絡会 会長 有明海海難防止対策推進連絡会 会長 玄海地区海難防止強調運動推進連絡会議 委員長 長崎·五島地区海難防止強調運動推進連絡会 会長 佐世保地区海難防止強調運動推進連絡会 委員長 対馬地区海難防止強調運動推進連絡会議 議長 大分県海難防止強調運動推進連絡会 委員長

## (3) 関係官公庁

九州総合通信局 無線通信部長 水産庁 九州漁業調整事務所長 水産庁 瀬戸内海漁業調整事務所長 九州運輸局 海上安全環境部長 門司地方海難審判所長 長崎地方海難審判所長 運輸安全委員会事務局 門司事務所長 運輸安全委員会事務局 長崎事務所長 長崎県 水産部長 佐賀県 農林水産部長 福岡県 農林水産部長 大分県 農林水産部長

#### (4) 関係団体

日本漁船保険組合 山口県支所長 日本漁船保険組合 福岡県支所長 日本漁船保険組合 佐賀県支所長 日本漁船保険組合 長崎県支所長 日本漁船保険組合 大分県支所長

## (5) 海上保安庁関係

仙崎海上保安部 交通課長 門司海上保安部 航行安全課長 若松海上保安部 航行安全課長 福岡海上保安部 交通課長 三池海上保安部 交通課長 唐津海上保安部 交通課長 長崎海上保安部 交通課長 佐世保海上保安部 交通課長 対馬海上保安部 交通課長 大分海上保安部 交通課長 関門海峡海上交通センター 整備課長

#### (6) 主催者

(公財) 海上保安協会 門司地方本部長 (公社) 西部海難防止協会 会長 第七管区海上保安本部長

## 3 令和2年度実施結果

## ⇒ 海の事故ゼロキャンペーン実施結果

令和2年7月16日から31日までの間、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえつつ、「海の事故ゼロキャンペーン」を実施した。

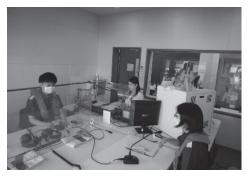
本運動は船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及・高揚を図ることにより、海難の発生を防止することを目的としたものである。

#### (1) 実施事項

令和2年度の海の事故ゼロキャンペーンの運動方針において、「小型船舶の海難防止」「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」及び「荒天時における走錨等に起因する事故の防止」を重点事項とし、次の事項を実施した。

#### 広報活動

- ・港内・街頭パレード、一日海上保安官等による企業訪問及び広報活動
- ・官公署、フェリーターミナル、競技場、各種イベント会場等における ポスター、立看板、電光掲示板等を効果的に活用した広報活動
- ・地元ケーブルテレビ及び地元 FM 局出演による広報活動
- ・公共交通機関を利用した広報活動





## ② 安全に関する指導、教育、訓練

- ・活動中のプレジャーボートや在港船等に対する訪船・現場指導
- ・旅客船、危険物取扱業者等の事業所、漁業協同組合及びマリーナ等を 訪問しての安全指導
- ・プレジャーボート愛好者及び漁業関係者等に対する海難防止講習会、 小中学生を対象とした海上安全教室
- ・運輸支局、小型船安全協会、PW 安全協会等と連携した合同パトロール
- ・小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携した安全教室









なお、新型コロナウイルス感染拡大を受けた自粛生活の影響で各行事が 中止されたことから前年度に比べ行事の回数は大幅に減少している。

## (2) 実施結果 (令和2年度と令和元年度の比較)

期間中の主な行事等	令和2年度	令和元年度
訪船及び現場指導	546 隻	799 隻
海難防止講習会及び海上安全教室等の開催	26 回 (514 人)	47 回 (1,713 人)
海上パレード・一日海上保安官等の各種行事	8回	73 回

## (3) 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶は14隻で、令和元年の27隻と比べて13隻減少した。 海難の船種別ではプレジャーボート10隻(13)、貨物船・タンカー2隻 (1)、漁船・遊漁船 1 隻 (13)、その他 1 隻 (0)、種類別では運航不能が 7 隻、衝突・単独衝突 4 隻、浸水 2 隻、乗揚 1 隻であり、最も海難が多かったプレジャーボートの船種別はモーターボート 5 隻、クルーザーボート 2 隻、水上オートバイ 2 隻、ゴムボート 1 隻となっている。(( ) 内の数字は、昨年同期間数)

※運航不能:機関故障、推進器・舵障害、燃料欠乏、バッテリー過放電等船舶の航行に支障が生じたもの。

#### > 夏季安全推進運動実施結果

(1) 運動の趣旨

夏季期間に増加するプレジャーボート等の船舶事故及びマリンレジャー活動による人身事故を減少させるため、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえつつ、次の事項を重点事項として定め、夏季安全推進運動を実施した。

- ① プレジャーボート事故対策
  - ・発航前検査の徹底
  - ・錨泊・漂泊中を含む常時適切な見張り及び早期避航の徹底
  - 自己救命策確保の推進
  - ・遵守事項の徹底
- ② マリンアクティビティ(水上オートバイ、カヌー、SUP、ミニボート) 愛好者に対する安全意識の高揚
- ③ 遊泳中の事故防止
  - ・離岸流に対する安全指導
  - 飲酒を伴う遊泳自粛指導
- (2) 実施期間

令和2年7月16日(木)~令和2年8月31日(月)

- (3) 実施内容
  - ① 安全啓発活動

小型船舶免許更新者、漁業者等を対象とした海難防止講習会を開催した。

- · 実施回数 37 回 (633 名)
- ② 訪船指導

港内に停泊している小型船舶に訪船指導を実施するとともに、運輸支局、警察署、JCI(日本小型船舶検査機構)、小型船安全協会、PW 安全協会等と合同でパトロール及び啓発活動を実施した。

· 訪船指導 1.374 隻

- ·訪問マリーナ等 534 箇所
- ・合同パトロール 242 回

#### ③ 広報活動

マリーナ、マリンレジャーショップ等を訪問し、ポスター及びリーフレットを配布のうえ掲示依頼したほか、ケーブルテレビ、地元 FM 局出演等による広報活動を実施した。

・テレビ、ラジオ等を活用した活動 24回









#### (4) 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶は53隻で、令和元年の55隻と比べ2隻減少した。 海難の種類別では運航不能25隻が最も多く、続いて衝突11隻、乗揚、浸水が各5隻の順で発生している。また、船種別では小型船舶の海難が最も 多く、その内訳はプレジャーボート28隻(31)(うち水上オートバイ7隻 (6))、漁船14隻(18)、遊漁船2隻(2)の計44隻で、全体の8割となっている。(())内の数字は、昨年同期間数)

#### 秋季安全推進運動実施結果

#### (1) 運動の趣旨

沿岸海域をその操業(活動)の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえつつ、気象・海象条件が厳しくなる冬季を前に、「常時適切な見張りの徹底」「早期避航等適切

な操船の励行」「気象・海象情報の入手活用」「自己救命策確保の推進」「遵 守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知」を重点事項として定 め、秋季安全推進運動を実施した。

#### (2) 実施期間

令和2年10月1日(木)~令和2年10月31日(土)

#### (3) 実施内容

① 安全啓発活動

漁業関係者、小型船舶免許更新者、遊漁船関係者等を対象とした海難 防止講習会を開催した。

・実施回数

23 回(488 名)

② 訪船指導

漁港内に停泊している小型船舶に訪船指導を実施するとともに、小型 船安全協会と合同でパトロール及び啓発活動を実施した。

·訪船指導 835 隻

・訪問マリーナ・漁協 215 箇所

・合同パトロール 20回

#### ③ 広報活動

漁業協同組合を中心に訪問し、ポスター及びリーフレットを配布のうえ掲示依頼したほか、地元 FM 局出演による広報活動を実施した。









#### (4) 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶 21 隻で、昨年の 29 隻と比べ 8 隻減少しており、うち小型船舶の海難はプレジャーボート 10 隻 (10)、漁船 5 隻 (12) の計 15 隻で、昨年から 7 隻減少した。

漁船の海難は減少しているが、海難の種類別は運航不能(機関故障)2 隻、衝突・乗揚・運航不能(推進器障害)各1隻であり、海難原因について は、運航不能(機関故障)は整備不良、衝突・乗揚は見張り不十分といった 人為的要因によるものであった。(())内の数字は、昨年同期間数)

#### ▶ 地区連絡会が定める海難防止運動実施結果

#### (1) 運動の趣旨

平成成22年度から地域特性を考慮した海難防止思想の普及を図るための 運動や施策を地区連絡会議ごとに企画立案し展開している。なお、令和2年 度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえつつ、次の運動の名 称、期間等を定め、海難防止運動を実施した。

#### (2) 各地区の海難防止運動

#### ◆ 仙崎・萩地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 仙崎・萩かわら版 118 の配布等による海難防止活動
- ② 実施期間 周年

※山口県北部沿岸海域における事故事例や防止策を掲載した「仙崎・萩かわら版 118」を毎月発行し、漁協、自治体、道の駅、釣具店等に配布するとともに、長門市が発行する「広報ながと」に安全啓発記事を毎月掲載、地元のケーブルテレビや FM ラジオへの出演等地元に密着した安全啓発活動のほか、冬期に増加する磯釣り場における海中転落防止のための現場指導を実施した。

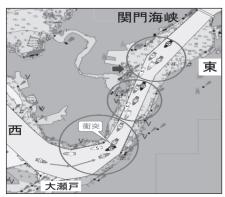




#### ◆ 関門地区海難防止強調運動推進連絡会議

- ① 運動の名称 ふくそう海域海難防止対策
- ② 実施期間 周年

※関門港において不安全航行を行った船舶等に対して厳重な個別指導を 実施し、同港における特定航法の遵守及び潮流による圧流を考慮した 適切な操船を徹底させたほか、視界制限時の対応を行う等の海難防止 活動を実施した。









#### ◆ 洞海地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 洞海地区貨物船海難防止強調運動
- ② 実施期間 令和3年2月15日~同月20日
  - ※地域の特徴として、貨物船及びタンカーの出入港が多い地域であることから、これら船舶の安全航行を主眼とした海難防止活動を実施した。





### ◆ 福岡地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 福岡地区プレジャーボート海難防止運動
- ② 実施期間 令和2年9月15日~同月30日
  - ※地域の特徴として、プレジャーボートの海難が多いことから、海難防止講習会及び訪船指導、福岡海上保安部作成の発航前検査等チェックボードを活用した免許更新講習、大型ビジョンを活用した安全啓発活動を実施した。

また、令和元年に遊泳者事故防止のため設立した「福岡地区海浜事 故防止推進委員会」の関係者と合同海浜パトロールを実施した。







#### ◆ 有明海海難防止対策推進連絡会

- ① 運動の名称 有明地区小型船海難防止強化運動
- ② 実施期間 周年
  - ※地域の特徴として、小型船舶による海難が殆どであり、また、ことから、特に漁期前や台風・大型低気圧接近時に箱船流出防止の注意喚起を行うとともに、管内3市のFMラジオ局を活用し、各種海難防止の広報活動を実施した。





#### ◆ 玄海地区海難防止強調運動推進連絡会議

- ① 運動の名称 ミニボート等海難防止運動
- ② 実施期間 令和2年7月16日~令和3年3月31日

※近年、ミニボートやSUP、カヌーの海難が増加傾向にあり、玄海地区においても活動が盛んな事から、その活動場所及び販売店において、ミニボート等の特性、安全性などの周知、指導を実施したほか、地元FM ラジオ局を活用した広報活動も実施した。





#### ◆ 長崎・五島地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 まき網・以西底びき網漁船海難防止活動 プレジャーボートに対する海難防止活動 ライフジャケット着用率向上に係る活動
- ② 実施期間 周年
  - ※平成21年に発生したまき網漁船海難の再発防止を図るため、まき網・以西底びき網漁船に対して海難防止講習会を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響から小型船舶に対する講習会の機会が減少したため、関係機関と海難防止啓発動画を製作し、動画投稿サイト等を利用した新たな方法で海難防止を実施した。

また、ライフジャケット着用率を向上するため、長崎県水産部と連携し、合同パトロールを実施したほか、地元 FM ラジオ局を活用した広報活動も実施した。





#### ◆ 佐世保地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 佐世保地区「海の安全種まき運動」
- ② 実施期間 周年
  - ※地域の特徴として、海難隻数の多くを小型船舶が占めていることから、海難防止講習会及び訪船指導等を通じ、安全の種(安全運航の知識)を蒔いて、安全の花(無事故)を咲かせる運動を展開した。







#### ◆ 対馬地区海難防止強調運動推進連絡会議

- ① 運動の名称 とにかくライフジャケット着用推進運動
- ② 実施期間 周年
  - ※市内全域をカバーする防災無線の告知端末、市内全戸が契約する地元 ケーブルテレビ及び島民の移動手段である旅客船の船内モニターを活 用した地元に密着した周知啓発活動を実施したほか、ライフジャケッ トの着用率を向上するため、推進連絡会構成機関とともに官民合同に よる海難防止活動を実施した。





告知端末機(市内全戸設置)

### ◆ 大分県海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 漁船事故チャレンジ 100 In 大分
- ② 実施期間 令和2年10月9日~令和3年1年16日

※無事故と安全操業を基本に「大分県民の食卓まで安心安全に海産物を届ける」ことを漁業者に意識してもらうため「漁船無事故チャレンジ100 In 大分」を大分県後援のもと実施した。漁業協同組合支店等(26支店及び1取次店)の所属組合員は、期間中の100日間の安全操業を宣誓し、無事故のチャレンジに取り組んだ。











# 4 海難の発生状況 (令和2年)

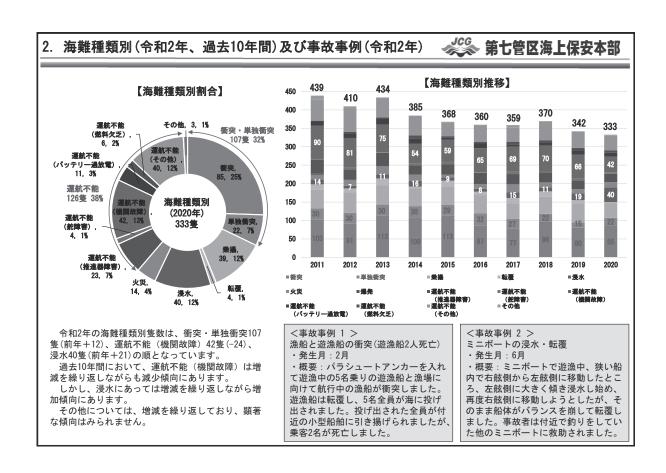
# 海上保安庁 第七管区海上保安本部交通部

#### 目次

# **⇒** 第七管区海上保安本部

- 1. 船舶種類別及び死者・行方不明者数(令和2年、過去10年間)
- 2. 海難種類別(令和2年、過去10年間)及び事故事例(令和2年)
- 3. 船舶種類別・海難種類別隻数(令和2年 前年比)
- 4. 船舶海難発生海域(令和2年)
- 5-1. 海難原因①衝突・単独衝突/乗揚(令和2年)
- 5-2. 海難原因②運航不能(機関故障)(令和2年、過去10年間)
- 6-1. プレジャーボート海難の分類別発生状況(令和2年、過去10年間)
- 6-2. プレジャーボート運航不能(機関故障)の傾向(過去10年間)
- 6-3. プレジャーボート衝突の傾向(過去10年間)
- 6-4. プレジャーボート海難の月別・曜日別の傾向(過去10年間)
- 6-5. 水上オートバイ、ミニボート海難の発生状況(過去10年間)
- 7-1. 漁船海難の分類別発生状況(過去10年間)
- 7-2. 漁船の衝突・単独衝突・乗揚の原因別の傾向(過去10年間)
- 8. 貨物船、タンカーの海難発生状況(令和2年、過去10年間)

#### **⇒√℃** 第七管区海上保安本部 1. 船舶種類別及び死者・行方不明者数(令和2年、過去10年間) 【船舶種類別割合】 【船舶種類別推移】 旅客船, その他, 434 180 作業船 3, 1% 10, 3% 410 令和2年の船舶海難隻数は333隻 161385 5. 2% 160 360 359 14 であり、プレジャーボート147隻 (前年-11)、漁船96隻(前年-5)、 158 400 368 タンカ-◆─ プレジャー 147 342 333 147 18, 5% 134 140 350 貨物船41隻(前年+4)の順となっ 海船 ています また、小型船舶(プレジャーボ-120 300 108 漁船、遊漁船)による海難は全 105 プレジャ 96 <sup>250</sup> 100 101 体の約8割を占めています。 海難隻数の推移をみると、減少 船舶種類別 ポート, 147, 44% - 銀物船 (2020年) 80 79 200 傾向にあり、令和2年は前年より9 隻減少しています。 13. 4% 333 - タンカ 60 150 57 52 船舶種類別の推移をみると、漁 作業的 船は減少傾向がみられますが、そ 40 41 100 渔船 の他は増減を繰り返し顕著な傾向 96. 29% はみられません。 14 • 18 13 • 10 小型船舶 256隻 77% 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 【死者・行方不明者を伴う船舶種類別隻数及び死者・行方不明者数推移】 13 14 35 令和2年の死者・行方不明者を伴う船舶海難隻数は、前年と同 12 26 30 じく4隻発生しています。また、船舶海難による死者・行方不明 者数は7人であり、前年に比べ3人増加となっています。 10 25 8 20 過去10年間の船舶種類別の死者・行方不明者数をみると、漁 6 15 船38人(50%)、ブレジャーボート16人(21%)、貨物船12人(16%)、遊漁船5人(6%)の順となっており、小型船舶が全体 10 6 2 5 の約8割を占めています。 0 2019 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2020 20 80 = プレジャーボート (場底報 = 作業船 貨物船 = その他 一○一死者・行方不明者數

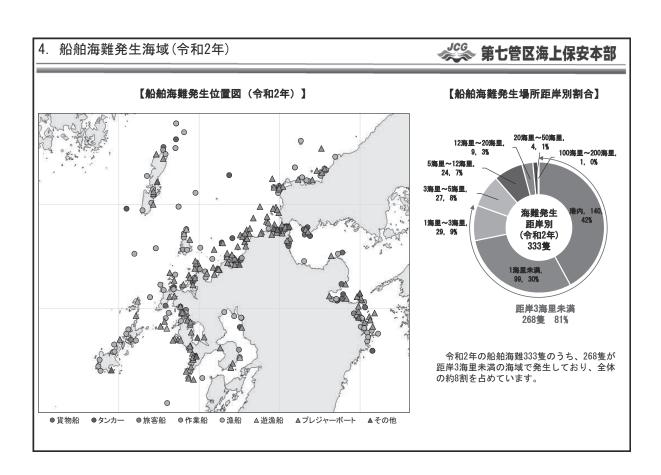


#### 3. 船舶種類別·海難種類別隻数(令和2年 前年比)



	date order	234 V.L. 447 1-41			200 ada	.1.666			運航:	不能			7.04	裁計	死者・
	衝突	単独衝突	乗揚	転覆	浸水	火災	機関故障	推進器障害	舵障害	パッテリー 過放電	燃料欠乏	その他	その他	椰哥	行方不明者
貨物船	21	7	7	0	1	1	3	1	0	0	0	0	0	41	0
具物加	(13)	(3)	(10)	(0)	(0)	(1)	(7)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(37)	(0)
An a calle	7	4	2	0	1	0	3	1	0	0	0	0	0	18	0
タンカー	(5)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(0)
旅客船	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
100 台加	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)
作業船	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
TF未加	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(7)	(0)
漁船	25	4	13	1	12	7	8	5	3	1	1	16	0	96	1
AMIL TILES	(32)	(6)	(8)	(4)	(8)	(8)	(7)	(6)	(1)	(1)	(0)	(20)	(0)	(101)	(4)
遊漁船	10	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	13	2
湖土 胡帆 河口	(4)	(1)	(3)	(0)	(0)	(0)	(5)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(14)	(0)
プレジャーポート	21	3	11	3	22	3	28	16	1	10	5	21	3	147	4
<b>プレンヤーホード</b>	(22)	(2)	(24)	(3)	(10)	(1)	(43)	(14)	(1)	(11)	(6)	(21)	(0)	(158)	(0)
その他	1	1	3	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	10	0
てい他	(2)	(1)	(5)	(0)	(0)	(1)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(14)	(0)
40.41	85	22	39	4	40	14	42	23	4	11	6	40	3	333	7
総計	(80)	(15)	(52)	(8)	(19)	(11)	(66)	(24)	(4)	(12)	(6)	(45)	(0)	(342)	(4)

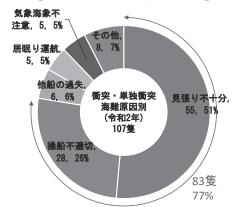
- ・上段の数字は令和2年の速報値、下段()内の数字は令和元年の数値 ・船舶種類の「その他」は、貨物船、タンカー等に区分できないもの(例:軍艦、潜水艦等) ・海難種類の「運航不能(その他)」は、機関取扱い不注意、ろ・かい喪失、無人漂流、荒天難航、操船技能不足など、船舶の運航 に支障を生じたもの
- ・海難種別の「その他」は、上記以外の船舶海難



#### 5-1. 海難原因①衝突・単独衝突/乗揚(令和2年)

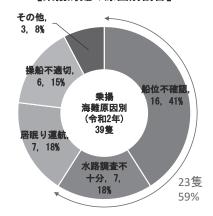
# **⇒** 第七管区海上保安本部





衝突・単独衝突の原因は、見張り不十分 55隻(51%)、次いで操船不適切28隻(26%) となっており、全体の約8割を占めています。

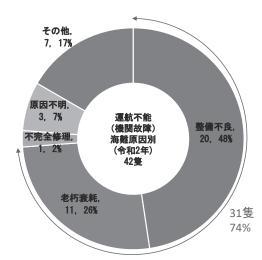
#### 【乗揚海難の原因別割合】

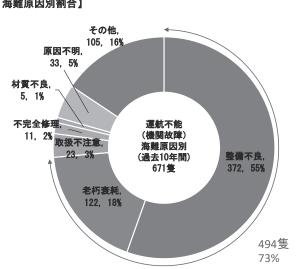


乗揚の原因は、船位不確認16隻(41%)、 次いで水路調査不十分7隻(18%)となっており、全体の約6割を占めています。

# 5-2. 海難原因②運航不能(機関故障)(令和2年、過去10年間) 第七管区海上保安本部

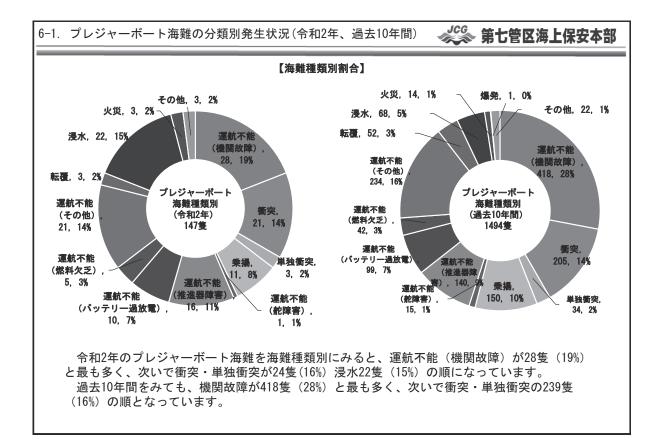
#### 【運航不能(機関故障)海難原因別割合】

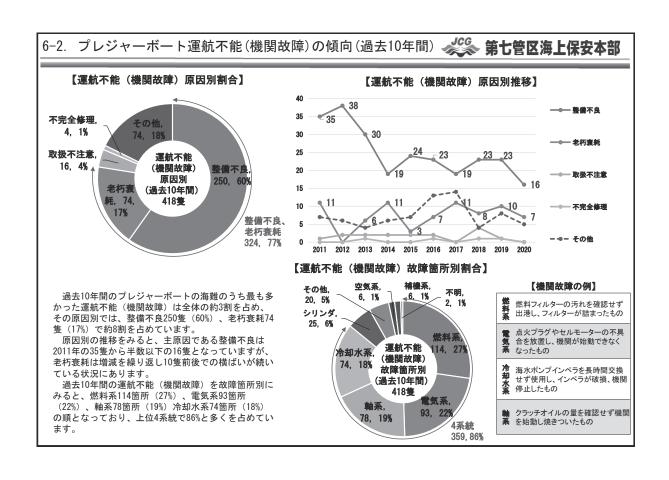


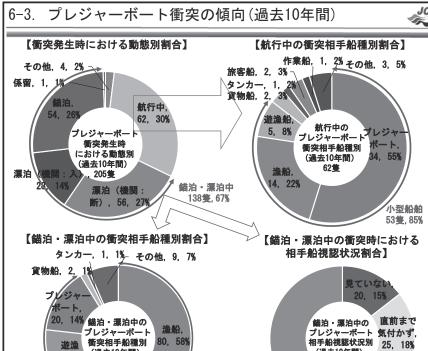


令和2年における運航不能(機関故障)の原因は整備不良が20隻(48%)で最も多く、次いで老朽衰耗が11隻(26%)となっており、全体の約7割を占めています。

過去10年間と比較すると整備不良、老朽衰耗で全体の約7割を占めていることに変化 はありませんが、老朽衰耗の占める割合が多くなっています。







小型船舶

126, 91%



プレジャーボートの衝突は、錨 泊・漂泊中に約7割発生しています。 航行中のプレジャーボートの衝突 相手船は、プレジャーボート34隻 (55%)、漁船14隻(22%)、遊漁船5 隻 (8%) の順になっており、小型船 舶が約9割を占め、プレジャーボート 同士が約6割となっています。一方、 錨泊・漂泊中のプレジャーボートの 衝突相手船は、小型船舶が約9割を占 めている点は航行中と同じですが、 漁船80隻 (58%) 、遊漁船26隻 (19%) 、プレジャーボート20隻 (14%) の順になっており、漁船との 衝突が約6割となっています。

プレジャーボート側の相手船の視 認状況をみると、余裕のある時期に 視認しているにも関わらず衝突して しまった割合が約7割を占めています。 このことは、<u>錨泊・漂泊中だから相</u> 手船が避けてくれるだろうと思い込 んで避航が遅れたことなどが原因と 考えられます。

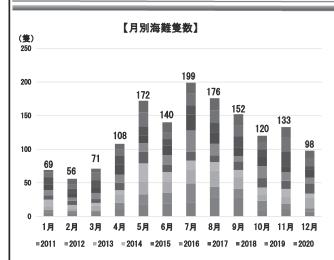
また、回避行動が不可能になる状 態(直前まで気付かず、または見て いない)の割合が、約3割を占めてお り、<u>錨泊・漂泊中のプレジャーボー</u> トでは釣り等に没頭するあまり、見 <u>張りが疎かになっている</u>実態が窺え ます。

#### **⇒ 第七管区海上保安本部** 6-4. プレジャーボート海難の月別・曜日別の傾向(過去10年間)

(過去10年間)

余裕のある時期、

93, 67%



衝突相手船種別

(過去10年間)

138隻

船,

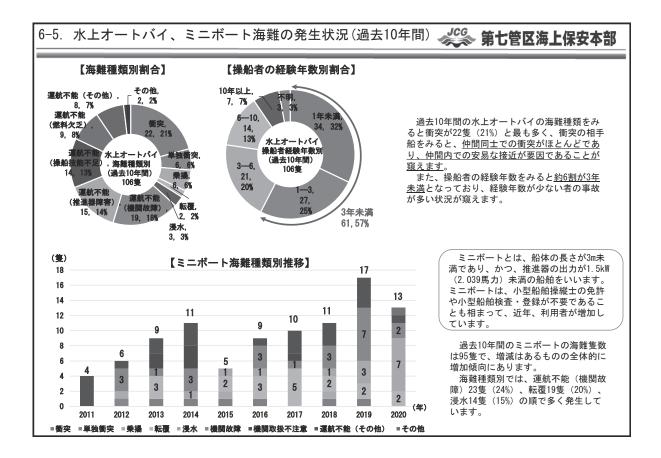
19%

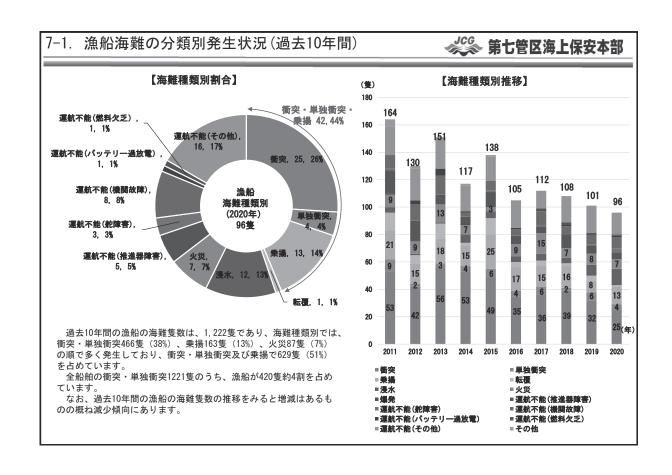
80. 589

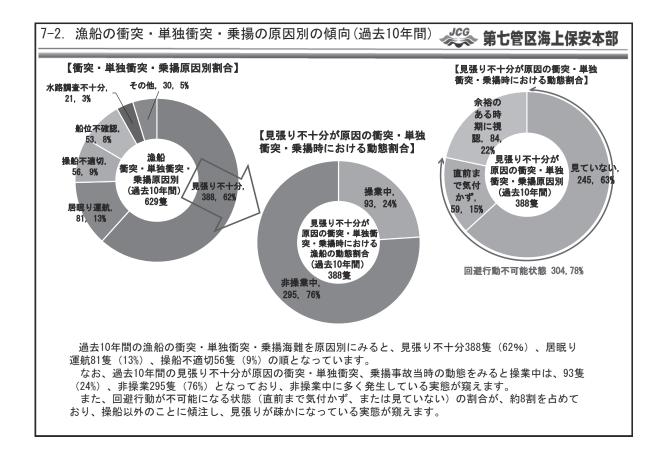
過去10年間のプレジャーボートの月別海難発生傾向は、例年マリン レジャーが活発となるゴールデンウィーク (5月) と夏季 (7月、8月) に多くなる傾向にあり、この3ヶ月で全体の約4割を占めています。一方、冬季(12月~3月)の海難発生隻数は少なくなっており、プレ ジャーボートでの活動が季節により増減する傾向が窺えます。

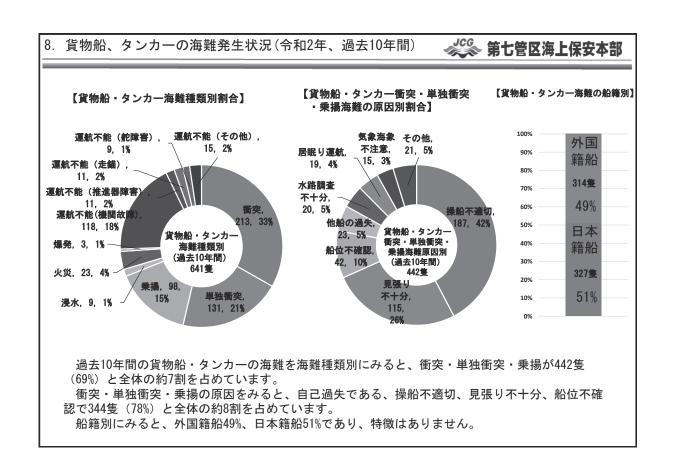
#### 【曜日別海難隻数】 木曜日。 1084 k曜日, 日曜日. 120, 8% プレジャーボート 498, 33% 曜日別海難隻数 火曜日, (過去10年間) 121. 89 1494 月曜日 116, 8% 土曜日. 祝日. 土日祝 304, 21% 103, 7% 905隻, 61%

曜日別の海難隻数は、日曜日498隻 (33%) 、土曜 日304隻 (21%) の順となっており、これに祝日103隻 (7%) を合わせると全体の約6割を占める状況となっ ており、プレジャーボートの活動が土日祝日に集中 していることが窺えます。









#### 5 令和3年度 西日本海難防止強調運動実施計画

#### ▷ 海の事故ゼロキャンペーン

(1) 実施期間

令和3年7月16日(金)~7月31日(土)

#### (2) 運動目的

全国海難防止強調運動実行委員会から示された運動方針を踏まえ、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって推進する。

#### (3) 重点事項

- ① 「小型船舶の海難防止 |
- ② 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」
- ③ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保 |
- ④ 「ふくそう海域等の安全性の確保」

#### (4) 推進項目

イ 「小型船舶の海難防止」について

① 小型船舶の発航前検査の徹底

令和2年度における七管区内のプレジャーボートによる海難は、海難全体の約4割を占めており、発生した海難の種類別では、運航不能(機関故障)、衝突(単独衝突を含む)、浸水が多い。

過去10年間における七管区内の運航不能(機関故障)の主原因として整備不良によるものが約6割を占めているため、発航前に船体、機関等の点検を行うことの徹底及び整備業者等による定期的な点検整備の推奨を図る。

② 小型船舶の常時適切な見張りの徹底

過去 10 年間における七管区内のプレジャーボートの衝突では、約7割が停止中(錨泊又は漂泊中)に発生し、相手船を避けるための回避行動をとる事が不可能になるまで気付いていない割合が約3割である。

また、漁船は衝突、単独衝突、乗揚げが多く、その約6割が見張り不十分によるものであり、そのうち見張りをしていない又は直前まで見ていないことによるものが約8割を占めていることから、常時適切な見張り及び自らの早期避航の徹底を図る。

- ロ 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」について
  - ① 常時適切な見張りの徹底

七管区内における見張り不十分による衝突海難は、衝突海難全体の約6割を 占めており、依然として後を絶たない状況にあることから、航行又は漂泊中に おける常時適切な見張り及びBRM励行の徹底を図る。

② 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

- ・早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- · VHF や汽笛信号等を活用する
- · AIS 情報を活用するとともに、正しい情報を入力する

#### ハ 「救命胴衣の常時着用等自己救命策の確保」について

海中転落した乗船者の安全を確保するために、i海上に浮くii速やかな救助を要請するという2点が必要不可欠であることから、自己救命策〔救命胴衣の常時着用、連絡手段確保(GPS機能(位置情報)ON、防水及び防水パック入り携帯電話の携行)、118番等緊急電話番号〕確保に関する周知徹底を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大されたことも踏まえて救命胴衣の着用の徹底を図る。

ニ 「ふくそう海域等の安全性の確保」について

走錨等に起因する事故防止のために、各管区海上保安本部の対策等を一覧できる「走錨事故防止ポータルサイト」を周知しつつ、それらを活用し、本制度の理解促進を図るとともに、官民が一体となって船上対応や運航管理に関する教育・啓発活動、教育機関での利用、荷主等への協力要請を行い、事故防止に係る取り組みの徹底を図る。

#### ▷ 地域独自の取組み

- (1) 夏季安全推進運動
  - ① 実施期間 令和3年7月16日(金)~8月31日(火)
  - ② 運動目的

プレジャーボートの海難発生隻数を減少させるため、マリンレジャー活動に よる海難が増加傾向にある夏季に、プレジャーボートの関係者に対する安全指 導を集中して行い、海難防止思想の普及・高揚を図る。

#### ③ 重点事項

- 発航前検査の徹底
- ・錨泊・漂泊中を含む常時適切な見張り及び早期避航の徹底
- ・気象・海象情報の入手活用
- 自己救命策確保の推進
- ・遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知

#### (2) 秋季安全推進運動

① 実施期間 令和3年10月1日(金)~10月31日(日)

#### ② 運動目的

同時期に実施される「全国漁船安全操業推進月間」に併せ、沿岸域を操業 (活動)の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため、気象・海象状 況が厳しくなる冬季を前に、小型漁船船長を始めとする漁業関係者に対する安 全指導を集中して行い、海難防止思想の普及・高揚を図る。

#### ③ 重点事項

- ・常時適切な見張りの徹底
- ・早期避航等適切な操船の励行
- ・ 気象・ 海象情報の 入手活用
- 自己救命策確保の推進
- ・遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知

#### (3) 地区連絡会議が定める海難防止運動

平成22年度から地域特性を考慮した海難防止思想の普及を図るための運動や施 策を地区ごとに企画立案し展開してきた。

例年発生する海難の特徴として、船種別でみると関門海域においては貨物船、福岡県西方、佐賀県北部及び長崎・佐世保海域においてはプレジャーボート、山口県北部、大分県、有明海、対馬及び五島海域においては漁船の海難が最も多く発生しており、地区ごとに海域の特殊性や通航船舶の実態等の違いにより、その特徴は異なった内容となっている。

したがって、海難発生の傾向に応じた海難防止対策や海難防止思想の普及を行う ことは、海難減少に繋がる効果的な対策の一つであると思料されることから、本年 度においても地区ごとに海難防止運動を企画立案し展開する。

### 2-2-2 令和3年度 南九州海難防止強調運動推進連絡会議

本年は、書面により報告・意見照会がなされ5月21日令和3年度実施計画が策定された。

### 1 議 題

- ① 海難の発生状況
- ② 令和2年度南九州海難防止活動報告
- ③ 令和3年度南九州海難防止強調運動実施計画(案)

#### 2 構成者

(1) 地区代表

熊本県海難防止対策推進連絡会議 会長	藤	森	隆	美
宮崎県北部地区海難防止強調運動推進連絡会 会長	是	澤	喜	幸
宮崎県南部地区海難防止強調運動推進連絡会 会長	江	藤	久	義
鹿児島地区海難防止強調運動推進連絡会議 会長	宮	内	和一	一郎
串木野地区海難防止強調運動推進連絡会議 会長	濱	崎	義	文
奄美群島地区海難防止活動推進連絡会議 会長	奥	$\mathbb{H}$	忠	廣

(2) 関係官公庁

鹿児島地方気象台長	瀧	下	洋	_
熊本運輸支局長	小	原		勝
宮崎運輸支局長	犬	塚		誠
鹿児島運輸支局長	中	原	禎	弘
熊本県農林水産部長	竹	内	信	義
宮崎県農政水産部長	牛	谷	良	夫
鹿児島県商工労働水産部長	平	林	孝	之

(3) 海上保安庁関係

熊本海上保安部 交通課長	段	村	健	吉
日向海上保安署 次長	小	嶋	健	悟
宮崎海上保安部 交通課長	濱		幸力	大郎
鹿児島海上保安部 交通課長	松	本	哲	也
串木野海上保安部 交通課長	有	働	卓	郎
奄美海上保安部 交通課長	古	場	芳	樹

(4) 主催者

上推行			
海上保安協会南九州地方本部 本部長	森		博 幸
(公社) 西部海難防止協会 会長	高	祖	健一郎
第十管区海上保安本部長	羽	Ш	登志哉

# 3 海難の発生状況

第十管区海上保安本部交通部 令和3年5月

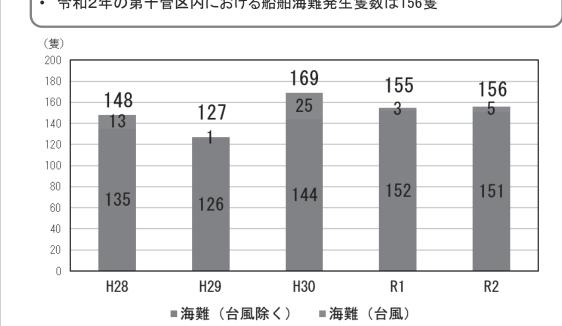


JAPAN COAST GUARD

### 1. 船舶海難発生状況の推移

# **海上保安**庁

- 令和2年の全国の船舶海難発生隻数は1,961隻
- 令和2年の第十管区内における船舶海難発生隻数は156隻

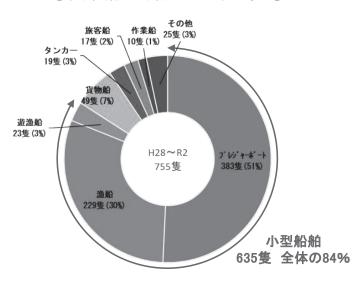


#### 2. 船舶種類別海難発生状況

# ※ 海上保安庁

船舶海難のうち船舶種類別の割合を見ると、小型船舶(プレジャーボート、漁船、遊漁船)が635隻、全体の84%を占める。

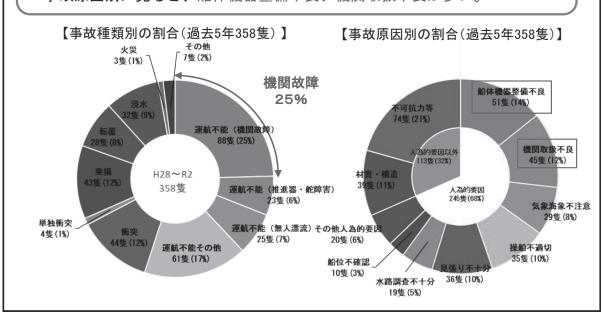
#### 【船舶種類別の割合(過去5年755隻)】

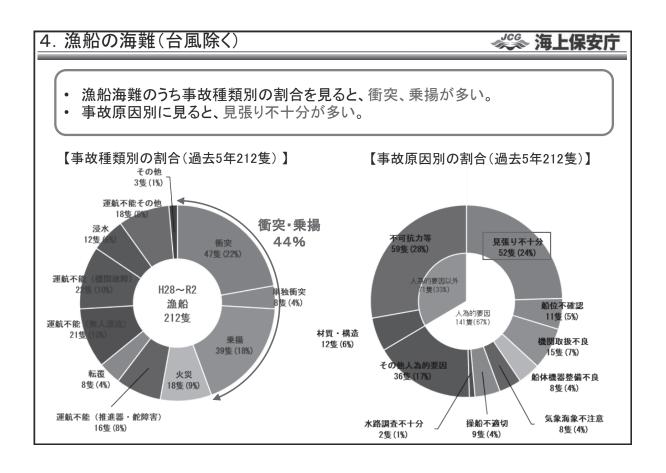


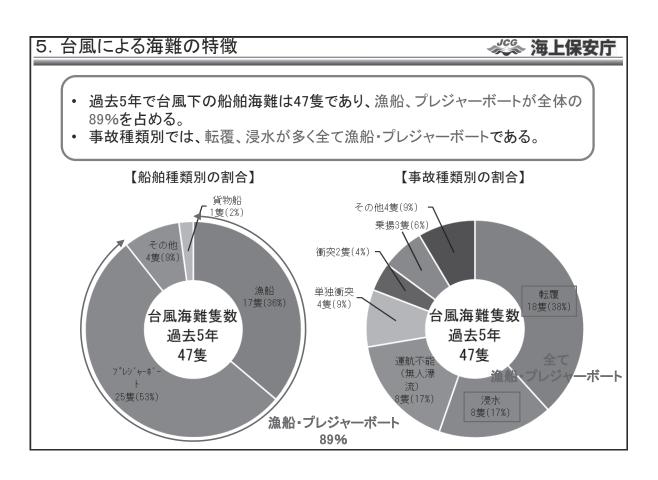
### 3. プレジャーボートの海難(台風除く)

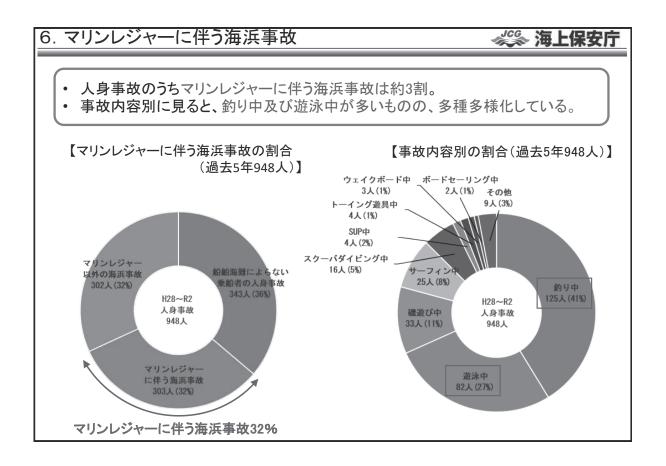
# 海上保安庁

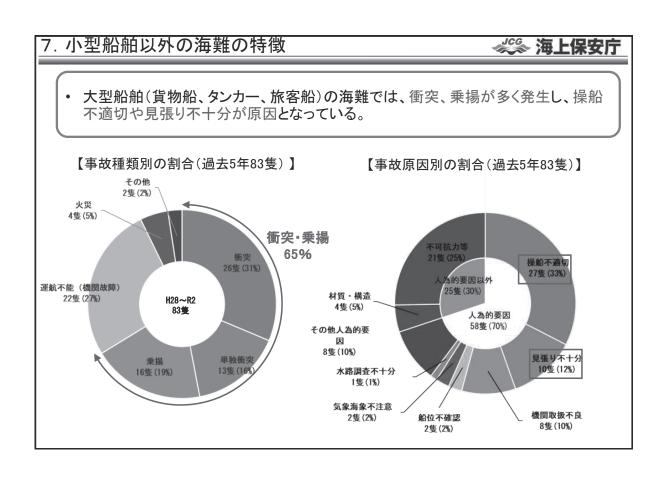
- プレジャーボート海難のうち事故種類別の割合を見ると、機関故障の割合が 高い。
- 事故原因別に見ると、船体機器整備不良、機関取扱不良が多い。







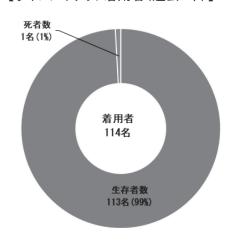


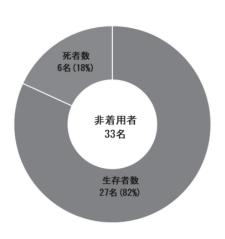


# 8. 小型船舶からの海中転落者のライフジャケット着用率 🦇 海上保安庁

• 過去5年で海中転落者は147名であり、ライフジャケット着用・非着用別で見ると、着 用者の方が死亡者が少ない。

#### 【ライフジャケット着用者(過去5年)】 【ライフジャケット非着用者(過去5年)】





4 令和2年度南九州地方海難防止活動報告 地域ごとの活動報告(各地区)

令和3年5月

# ※ 海上保安庁

#### 熊本県海難防止推進連絡会



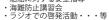




ゴムボートや救命具を搭載し た街宣車による周知啓発、安全 指導を実施した。

街宣車の走行距離は1000km を超えた。

- その他 ・船舶に対する安全指導







#### 宮崎県北部地区海難防止強調運動推進連絡会







#### 主な活動

サーフィン連盟及び自治体と合同 で事故防止等啓発活動を実施した。

- その他 ・釣具店への周知依頼活動 ・船舶に対する安全指導 ・海水浴場での啓発活動・・・等





# 海上保安庁

#### 宮崎県南部地区海難防止強調運動推進連絡会







#### 主な活動

地元ケーブルテレビの夕方情報 番組に生出演し、海浜事故防止等 についてフリップを使って説明し た。

- ・海水浴場での安全指導・清掃活動に合わせた啓発活動・船舶に対する安全指導・・・等





#### 串木野地区海難防止強調運動推進連絡会







#### 主な活動

川内駅ビル大型モニターを活用し、 一般の方への海難防止思想の普及を図 った。

- その他 ・若年層への啓発活動 ・警察との合同パトロール ・漁協への安全指導・・・等





# 海上保安庁

#### 鹿児島地区海難防止強調運動推進連絡会







#### 主な活動

コロナ感染防止対策により、不開設 となった海水浴場のパトロールをドロ ーンにより効率的に実施。

- その他 ・関係機関との合同パトロール ・海難防止講習会・漁協等への安全指導・・・等





#### 奄美群島地区海難防止活動推進連絡会議





- 主な活動内容
  ・リーフレット・ステッカー配布
  ・海難防止講習会
  ・警察との合同海浜パトロール
  ・自販機、レンタカーショップへのステッカー配布
  ・海上安全指導員との海浜パトロール













#### 5 令和3年度 南九州海難防止強調運動実施計画

#### ▷ 海の事故ゼロキャンペーン

(1) 実施期間

令和3年7月16日(金)~7月31日(土)

#### (2) 運動目的

全国海難防止強調運動実行委員会から示された運動方針を踏まえ、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって推進する。

#### (3) 重点事項

- イ「小型船舶の海難防止」
- ロ 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」
- ハ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」
- ニ 「ふくそう海域等の安全性の確保」

#### (4) 推進項目

イ 「小型船舶の海難防止」について

① プレジャーボートの発航箭検査の徹底及び定期的な点検整備の推奨プレジャーボートによる船舶事故は全体の約5割を占め、特に機関故障の割合が高い傾向にある。

磯関故障の原因では、船体機器整備不良や機関取扱不良によるものが、多い ことから発航前検査徹底を図るとともにレジャーシーズン開始前等における定 期的な点検整備の推奨、適切なタイミングでの機関整備の啓発を図る。

② 漁船での適切な見張りの徹底

プレジャーボートに次いで漁船による船舶海難が全体の3割を占め、中でも 衝突・乗揚の割合が高い傾向にある。

それらの原因では、見張り不十分によるものが多いことから適切な見張り徹底を図る。

③ 荒大時における係留船舶の事故防止

台風による強風等の影響で、係留中の漁船及びプレジャボートの転覆や浸水等が発生していることから、早めの係留状況の確認及び固縛の強化、陸揚げ保管等の対策を徹底させることとし、海の安全情報の利活用の啓発を図る。

④ 多様化・活発化するウォーターアクティビティの安全対策 近年、カヌー・SUP等のウォーターアクティビティが多様化・活発化して おり、南九州でもこうしたマリンレシャーに伴う海浜事故が全体の人身事故の 約3割を占めている。これらは免許や検査が不要で、海に関する基礎知識がな い者が利用している状況があることから、ウォーターセーフティガイド等を活 用し事故防止について啓発を図る。

#### ⑤ 海の安令情報の利活用の啓発

近年、発達した低気圧や大雨等の自然災害の影響により、係留小型船舶の浸水等の悔難が発生していることから、早期段階でこれら事案の防止対策を徹底させることとして海の安全情報の利活用の啓発を図る。

### ロ 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」について

貨物船やタンカー等の大型船舶による海難は衝突・乗揚の割合が高い傾向にあり、原因では操船不適切や見張り不十分によるものが多い。

① 常時適切な見張りの徹底

衝突・乗揚海難は居眠り運航を含む見張り不十分によるものが多いことから、BRM の徹底を図るとともに、船員間にて互いに確認し、常時適切な見張りの徹底を図る。

② 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

- ・早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- ・VHFや汽笛信号等を活用する
- · AIS 情報を活用するとともに、正しい情報を人力する

#### ハ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」について

海中転落者の安全を確保するために、i海上に浮くii速やかな救助要請という 点が必要不可欠であることから、自己救命策(ライフジャケット常時着用、連絡 手段の確保、118番等緊急電話番号の普及)確保に関する周知徹底を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う小型船舶乗船者の救命胴衣着用義務範囲の拡大(平成30年2月1日から)についても併せて 周知徹底を図る。

#### ニ 「ふくそう海域等の安全性の確保」について

近年、大型台風等の異常気象等か頻発・激甚化しており、走錨等に起因する事 故防止のため、今期の台風ンーズンから活用すべく、三大湾\*等における湾外避 難等の勧告・命令制度等、海上交通安全法等が改正される予定である。 このため、全国海域の安全対策等が掲載された「走錨事故防止ポータルサイト」を活用し、本制度の理解促進を図るとともに、官民が一体となって船上対応や運航管理に関する教育・啓発活動、教育機関での利用、荷主等への協力要請等を行い、事故防止に係る取組みの徹底を図る。(\*東京湾、伊勢湾及び大阪湾)

#### ▷ 地域独自の取組み

台風海難防止強調運動 ~来るぞ台風! 備えはよいか!?~

(1) 実施期間

令和3年6月21日(月)~30日(水)

#### (2) 運動目的

九州地方の独自運動として、本格的な台風の時期を迎えるにあたり、海事関係者の台風に対する認識や海難防止意識を向上させ、台風による海難を未然に防止する。

#### (3) 重点項目

- イ AIS、海の安全情報やマスメディアによる台風情報の早期把握及び継続的な情報収集
- ロ 早期避難及び保船対策の励行
- ハ 走錨を防ぐための安全対策の徹底
- ニ 適切な避泊場所の選定及び事前調査・検討の実施
- ホ 養殖漁場、港湾工事施設、貯木場等からの資材等の流出防止措置の徹底
- へ 国際 VHF (ch16) の常時聴取
- ト 「自己救命策3つの基本」の励行
- チ 小型船の陸揚げ・固縛

#### 2-2-3 令和3年度 沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議

本年は、書面により報告・意見照会がなされ7月2日実施計画が策定された。

#### 1 議 題

- ① 令和2年度の管内における船舶事故の発生状況及び令和3年度海の事故ゼロ キャンペーン沖縄実施計画(案)について
- ② 令和3年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動(報告)及び次年度計画(案)について

#### 2 構成者

(1) 海事関係者

㈱日本海洋資格センター 沖縄事務所 代表取締役	中	野		隆
日本小型船舶検査機構 沖縄支部 支部長	Щ	下	尚	文
(公社) 琉球水難救済会 常務理事	永	吉	辰	也
沖縄県漁業協同組合連合会 代表理事専務	亀	谷	幸	夫
日本漁船保険組合 沖縄県支所 部長	屋上	比久	信	市
(一社) 沖縄県漁業無線協会 事務局長	南原	瓦立	千村	支子
(一社) 沖縄旅客船協会 事務局長	前	里		正
(公社) 沖縄海事広報協会 常務理事	宮	里		実
沖縄地方内航海運組合 専務理事	宮	里		実
全日本海員組合沖縄支部 沖縄支部長	漢	那	太	作
沖縄県セーリング連盟 事務局	有	銘	兼	_
(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会沖縄事務所 所長	門		春	彦
沖縄県ウォータークラフト安全協会 会長	高	越	史	明

#### (2) 関係官公庁

沖縄総合事務局運輸部 船舶船員課長	小	松	正	弘
門司地方海難審判所 那覇支所 書記官	丹点	E谷	三	貴
運輸安全委員会事務局 那覇事務所 事故調査調整官	JII	村	周	平
総務省沖縄総合通信事務所 無線通信課長	照	屋	勝	久
沖縄県農林水産部 水産課長	能	登		拓

#### (3) 主催者

(公財)	海上保安協会	沖	縄地方本部	本部長	Щ	城	博	美
(公社)	西部海難防止協	金	沖縄支部	支部長	平	原	隆	美
第十一	管区海上保安本	部	本部長			条	正	浩

# **◇**CS◆十一交通安全対策課

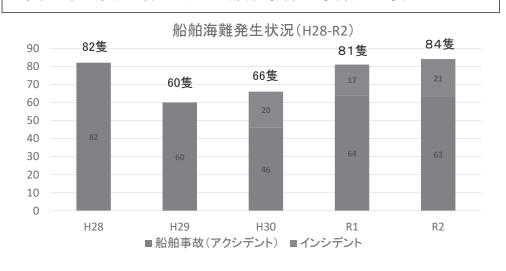
# 令和2年の管内における 船舶事故の発生状況

第十一管区海上保安本部交通安全対策課

#### 船舶海難発生状況の推移

# <del>◇CS</del>十一交通安全対策課

- 令和2年の全国の船舶海難発生隻数は1,961隻
- ・令和2年の第十一管区における船舶海難発生隻数は84隻



※「船舶事故」とは、船舶の運航に関連した損害や具体的な危機が生じたものをいいます。 ※「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じなかったものをいいます。

#### 【船舶事故等の発生状況】

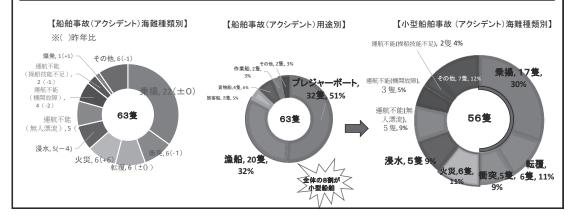
#### ■船舶海難隻数

(令和2年): 船舶事故 (アクシデント) 63隻 インシデント21隻 (令和元年): 船舶事故 (アクシデント) 64隻 インシデント17隻

特 徴: 全体の8割を小型船舶が占めている。

小型船舶事故では、乗揚、転覆及び衝突の事故で全体の5割以上を占めている。

令和元年には発生のなかった火災が、6件発生している。



令和2年における海難発生状況

# **◆**CS◆十一交通安全対策課

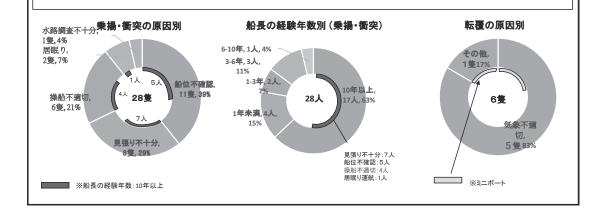
#### 【船舶事故(アクシデント)の原因】

#### ■乗揚、衝突

- ・乗揚、衝突の原因 ⇒ 船位不確認及び見張り不十分で全体の約7割を占める。
- ・船長の経験年数 ⇒ 経験年数10年以上が17人と、事故者全体の6割を占める。

#### ■転覆

- ・転覆の原因 ⇒ 気象判断の不適切が8割以上を占める。
- ・船舶用途別 ⇒ 6隻とも小型船であり、そのうち2隻がミニボートである。



#### 令和2年における海難発生状況

## *★○*○ 十一交通安全対策課

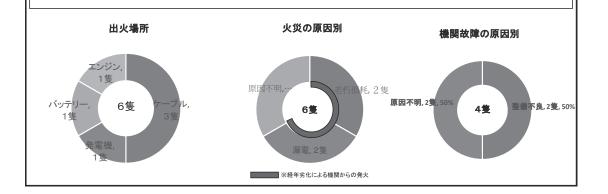
#### 【船舶事故(アクシデント)の原因】

#### ■火災

- ⇒ 全てが機関部(室)からの出火によるものとなっている。 •出火場所
- ・火災の原因 ⇒ 経年劣化によるケーブル等からの漏電による発火が6割を占めている。

#### ■機関故障

- ・機関故障の原因 ⇒ 整備不良や老朽衰耗によるものが5割を占めている。
  - ⇒ 全国的に中古船による機関故障の事故が多発している。



#### 令和2年における海難発生状況

## *⇒∞*+-交通安全対策課

### 主な船舶事故の事例

•日 時:令和2年3月18日

•場 所:糸満漁港付近

涂・海船 - 用 •海難種類:乗揚

因:船位不確認、見張り不十分

·経験年数:10年以上

【概要】

船長は、朝食の用意のため、コンロ に火をつけ出港、しばらく航行したの ち確認すると、火が消えていたので、 再点火のため、操舵を離れて作業を 行ったのち、前方を確認すると直近 に浅瀬があり、機関を後進するも間

に合わず乗り揚げた。



時:令和2年3月21日

所: 北谷フィッシャーマリーナ付近 •場

•用 途:旅客船 •海難種類:火災 ・出火場所:機関室発電機

•原 因:発雷機につながるケーブルの経年劣化。

【概要】

定係岸壁へ戻るため出港準備をして いたところ、機関室内で火災が発生。 出火原因については、経年劣化に伴 う配線からの漏電で、高圧電流が発電機に流れたことにより配電盤から 出火し、周囲のバッテリー及び一部配 線に延焼したことが判明した。



時: 令和2年6月6日 • A

•場 所:安田漁港沖

途:プレジャーボート(ミニボート)

·海難種類·転覆·漂流

- 原 因:その他(リスクに係る臆断、知識不足)

•経 験: 出港回数3回目

#### 【概要】

3名がミニボートに乗船し、沖合にて 漂泊、遊漁中に海上に落ちた帽子 を左舷側から取ろうとした際にバラ ンスを崩し転覆した。その後態勢を 戻すも、船外機は冠水のため起動 出来ず、そのまま漂流状態となった。



#### 令和2年における海難発生状況

#### 【船舶事故(アクシデント)のまとめ】

○乗揚、衝突の原因別では、船位不確認及び見張り不十分が全体の約7割を占め、船長の経験年数でみると、10年以上の操船者が多いことから、ベテランゆえの慣れや臆断も事故の要因と思料される。

今後も、自船の安全確保3ヵ条(①発航前、機関や燃料等の点検の実施、②航行時、常時見張りの徹底、③故障時に備え、救助支援者の確保)の励行について徹底を推進する。

○転覆の原因別では、気象海象不注意が約8割を占めており、事前に天気予報等を確認していたものの、現場海域の気象海象の変化に注意していなかったため、海水の打ち込みにより発生したものもあった。特に台風接近時による事故は、死傷者が発生するなど、重大な事故につながる。また、近年、ミニボートによる転覆事故が全国的に増加傾向にあることから、今後は、ウォーターセーフティーガイド(ミニボート編)について積極的に周知・啓発を行うと共に最新の気象海象情報の確認の徹底を推進し『海の安全情報』の活用についても周知・啓発活動を行う。

〇火災の原因別では、経年劣化が全体の約6割を占め、出火別でみると、ケーブル等からの漏電によるものが多いことから、発航前、機関等の点検実施の励行に加え消耗品等部品の適切な時期における交換及び整備業者等による定期的な点検整備の推奨を図るとともに、特に中古船は、潜在的な出火のリスクが多くあることを啓発していく。

## **★** 十一交通安全対策課

Ⅱ 令和3年度 沖縄地方ゴールデンウィーク 海難防止強調運動(報告)

## **★/2%** 十一交通安全対策課

### (1)令和3年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動(報告)

#### 1 目的

マリンレジャーやクルージングといった海での活動が活発化するゴールデンウィーク期間中において、船舶運航者及び乗船者等が海で安全に楽しく活動できるよう、地域と連携した安全対策を推進し、かつ、各関係救助機関との連携を強化した取り組みを行うことによって、船舶海難及び船舶海難に伴う乗船者の人身事故等の減少を図る。

#### 2 テーマ

「海で安全に楽しく遊ぶために ~大切な命は自分で守る~」

#### 3 期間

令和3年4月29日(木)から5月5日(水)までの7日間

#### 4 重点事項

令和2年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画の運動方針の重点事項

- ①小型船舶の海難防止
- ②見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ③ライフジャケットの常時着用等事故救命策の確保

#### ※ 活動結果

上記の推進活動を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 多くの団体が、運動の見合わせる等の対応をとらざるをえなかった。

## *★25* 十一交通安全対策課

#### (1)令和3年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動(報告)

- ■「三密」回避の海浜パトロール、安全教室等
- 空港等における観光客への啓発活動実施







安全パトロール実施時における取材呼び込み



空港ロビーにおける観光客への啓発活動

【金句】 **選起人上口ル** 海上保安官が帰上及び洋上から、海浜事故防止を目的としたパトロールを実施します。 全全を発車型 空港、親島ターミナル、マリンレジャー関連ショップ及び急協等において、税夫客や連続者を対象に事故の未然防止を目的とした安全得発活動を実施します。

### (2) 令和3年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動(報告)

○ ゴールデンウイーク中に発生したマリンレジャーに伴う船舶海難隻数は0隻 (前年比-1隻)

### 5 令和3年度 沖縄地方海難防止強調運動実施計画

#### ⇒ 海の事故ゼロキャンペーン実施計画

(1) 実施期間

令和3年7月16日(金)~7月31日(土)

#### (2) 運動目的

全国海難防止強調運動実行委員会から示された運動方針を踏まえ、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって推進する。

### (3) 重点事項

- イ「小型船舶の海難防止」
- ロ 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進|
- ハ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」
- ニ 「ふくそう海域等の安全性の確保」

#### (4) 推進項目

イ 「小型船舶の海難防止」について

沖縄地方においては、小型船舶のプレジャーボート、漁船による海難が全体の約8割を占めている現状である。特に、小型船舶の事故では、乗揚や衝突、転覆といった海難が多く、小型船舶事故全体の5割近くを占めている。

その原因としては、船位不確認、次いで見張り不十分及び操船不適切によるものが多く、転覆にあっては気象判断の不適切が事故原因の8割以上を占める。

また、経験年数が10年以上の操船者による事故が6割以上を占めていることから、慣れや臆断に頼ったものと考えられる。

なお昨年は全国的に、整備不良や老朽衰耗した消耗品のメンテナンス不足等を 原因とした機関故障による事故が多発しており、沖縄地方においても、経年劣化 したケーブル等からの漏電を原因とした船舶の火災事故が発生していることか ら、これらを踏まえた上記事故の防止対策として、自船の位置や水路の確認の徹 底、自船の安全確保3か条(i発航前、機関や燃料の点検の実施、ii発航時、常 時見張りの徹底、iii故障時に備え、救助支援者の確保)の励行の徹底と整備業者 等による定期的な点検整備の推奨を図るとともに「船舶職員及び小型船舶操縦者 法に基づく遵守事項」を周知啓発し、海難防止活動を推進する。

また、近年、ミニボート、カヌー、SUP等のウォーターアクティビティが多様化・活発化しており、これらの安全対策についても、小型船舶の安全対策と同様に取り組む必要があることから、関係官庁や民間団体との意見交換会を通じて

策定した「ウォーターセーフティガイド」の普及と、「海の安全情報」の利活用を含めた最新の気象海象情報の確認について推進を図る。

#### ロ 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」について

令和2年、沖縄地方においてはプレジャーボートや漁船による事故が多く発生し、その中でも乗揚海難と衝突海難で約半数を占めている。発生原因は、船位不確認、見張り不十分及び居眠り運航等であるため、「常時適切な見張りの徹底」、「居眠り防止」「AISの普及」について推進していくこととする。

### ハ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」について

海中転落した乗船者の安全を確保するために「i海上に浮く」、「ii速やかな救助要請」という2点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、について自己救命策確保の3つの基本((i) ライフジャケット常時着用、(ii) 連絡手段の確保、(iii) 118番緊急電話番号の普及)に関する周知徹底を推進する。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大されたことも踏まえて、救命胴衣の着用徹底を図る。

### ニ 「ふくそう海域等の安全性の確保」について

走錨等に起因する事故防止のために、三大湾等における湾外避難等の勧告・命令制度等を今期の台風シーズンから活用すべく、海上交通安全法等の改正案が本通常国会に提出され、本年7月1日から施行予定である。このため、各管区海上保安本部の対策等を一覧できる「走錨事故防止ポータルサイト」を周知しつつ、それらを活用し、本制度の理解促進を図る。

#### ⇒ 令和4年沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動実施計画

#### (1) 目的

船舶海難防止のため、年間通して様々な安全啓発活動等を実施しているところ、マリンレジャーやクルージングといった海での活動が活発化するゴールデンウィーク期間中において、船舶運航者及び乗船者等が海で安全に楽しく活動できるよう、重点事項を周知啓発するとともに、地域と連携した安全対策を推進し、かつ、各関係機関との連携を強化した取り組みを行うことによって、船舶海難及び船舶海難に伴う乗船者の人身事故等の減少を図る。

#### (2) テーマ

海で安全に楽しく遊ぶために ~大切な命は自分で守る~

#### (3) 期間

令和4年4月29日(金)から5月5日(木)までの7日間

#### (4) 重点事項

令和3年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画の運動方針の重点事項を基に次の とおりとする。

- ・小型船舶の海難防止
- ・見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ・ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

について、管内における令和2年船 舶海難の発生状況を考慮し、以下の項目を推 進して活動を実施する。

イ プレジャーボート等に対する安全対策の推進共通項目 → 自船の安全確保3か 条の周知啓発

- ・発航前、機関や燃料の点検の実施
- ・発航時、常時見張りの徹底
- ・故障時に備え救助支援者の確保
- ・定期的な点検整備の推奨
- ① モーターボート類(モーターボート及びクルーザーボート)航行予定海域の 水路調査及び船位確認の励行
- ② 水上オートバイ

遊具の曳航(トーイング)時は、プレーヤー、曳航ロープ、遊具等の監視の励行(操縦者のほかに後方見張り役の補助者を同乗させることを呼びかけ)レンタル業者等への遵守事項の安全啓発

③ 遊漁船

居眠り防止及び見張りの徹底係留時における安全対策の徹底

- ④ ミニボート、カヌー、SUPの安全対策
  - 「海の安全情報」の利活用を含めた最新の気象海象情報の確認 使用するアクテイビティの特性把握及び必要とされる知識技能の取得単独で の行動を控え複数で行動する。
- ⑤ 荒天時における係留船舶の事故防止 低気圧接近等の強風による被害発生に備え、早めの係留状況の確認及び固縛 の強化、陸揚げ保管等の徹底を図る。
- ロ 自己救命策確保の普及・推進自己救命策確保の3つの基本

- ① ライフジャケットの常時着用 → 浮力の確保 平成30年2月着用義務範囲拡大 → 着用の意識啓発、指導徹底
- ② 防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保 → 速やかな救助要請
- ③ 118番の有効利用 → 海の事件・事故は118番
- ハ 「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」の周知啓発

重点事項に掲げる内容が網羅されている「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」の周知啓発を行い、小型船舶操縦者の安全意識の高揚及び船舶海難防止を図る。

ニ 団体が提供している安全情報の利用

第十一管区海上保安本部及び沖縄気象台ホームページ等で提供されている海で の活動に有益な気象、潮汐等の安全情報を積極的に活用

- → 気象現況・海上工事情報:海の安全情報ホームページ
- → 気象予報:沖縄気象台ホームページ
- → 潮汐情報:海上保安庁海洋情報部ホームページ

#### (5) その他

- ① 本運動の趣旨を達成するために有効と考えられる事項(海難防止講習会、合同パトロール等)については、期間にこだわることなく実施する。
- ② 本運動の実施にあたっては、国内外の新型コロナウイルスの感染状況の推移に留意し、検討していくものとする。
- ③ 本運動における地域ごとの活動の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じるとともに、地域住民から見て感染拡大防止の観点からも理解を得られる方法により実施するものとする。
- ④ 今後の状況の推移によって、本運動の実施する活動内容について変更を行う 必要が生じた場合には、改めて、書面審査等にて審議するものとする。

## 2-3 受託事業

#### 【継続中の事業】

- 2-3-1 宇部興産6号岸壁石炭船積載量変更に伴う航行安全対策調査専門委員会
- 2-3-2 北九州響灘洋上ウィンドファーム(仮称)開発計画(施工計画)に伴う航行 安全対策調査専門委員会

### 3 第七管区海上保安本部からのお知らせ

### 湾外避難等の勧告・命令制度の導入について

平成30年9月、台風21号の来襲により関西国際空港周辺海域に錨泊していた船舶が走錨し、同空港連絡橋に衝突する事故が発生、その後令和元年9月には、台風15号来襲により東京湾の横浜沖錨地に錨泊していた船舶が走錨し、横浜港の南本牧はま道路に衝突する事故が発生するなど、近年、大型の台風をはじめとした異常気象の頻発・激甚化に伴い、船舶交通の安全や重要施設の機能が阻害され、人流・物流に甚大な影響を及ぼすような事故が発生しています。

海上保安庁では、このような事故の再発防止のため、湾内等の海域に特に勢力の大きい台風の直撃等が予想される場合には、湾外避難の実効性を高めるため、港則法に基づく港外避難勧告の発令時期の前倒しなどの安全対策の強化に取り組んできたところではありましたが、湾内等の海上交通安全法の適用海域においては、法的実効性をもって対応するための法律上の規定がなかったことから、今般、海上交通安全法等の一部を改正し、令和3年7月1日から法律上の実効性をもって湾外避難等の勧告・命令を行うこととなりました。運用に関する詳細は、添付リーフレットのとおりです。

詳しくは、第七管区海上保安本部ホームページ「走錨事故ポータルサイト」(https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html) でもご確認できます。海の安全・安心のため、引き続き、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 台風等の異常な気象・海象が予想される場合等における 走錨等に起因する事故防止に万全を期すため

# 湾外避難等の勧告・命令に関する制度等が創設されます

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」について 令和3年7月1日施行

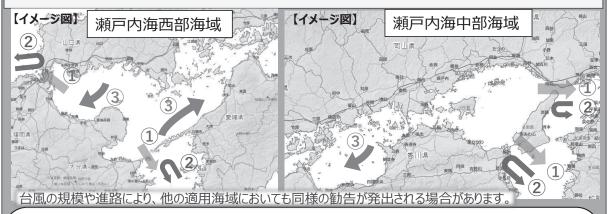
# 湾外避難等の勧告・命令制度の適用海域



本制度を運用する海域は、東京湾、伊勢湾、大阪湾・紀伊水道、瀬戸内海中部及び瀬戸内海西部の5つの海域並びにこれらの海域に隣接する港となります。

- ※海上交通安全法の海域に接する港にも適用されます。
- ※東京湾では、湾内錨泊制限等がありますので、ご留意願います。

## 「瀬戸内海中部海域及び西部海域」(内海)における勧告内容



#### 【湾外避難等の勧告】

- ①内海外避難
  - ただし、内海内の安全な海域で避泊することができる船舶は除く
- ②内海への入域回避
  - ただし、入域後、内海内の安全な海域で避泊することができる船舶は除く
- ③内海の安全な海域での避泊等
  - <u>※避難先の海域については、船長等が、船舶の種類、大きさ、積荷の状況、台風の勢力、進路速力等を考慮して総合的に判断することとなります。</u>

湾外へ避難させる必要があると認められる船舶に対しては、港外避難の勧告・ 命令に係る港長等の職権を海上保安庁長官が代行し、対象港に在泊する対 象船舶の港外避難と濱外避難等の勧告・命令を一体的に実施

# 海上交通安全法適用海域に接する対象港内からの 船舶避難を一体的に実施できる体制



【港外避難勧告】

#### ■対象港外への避難

①内海外避難

ただし、内海内の安全な海域で避泊することがで きる船舶は除く

②内海への入域回避

ただし、入域後、内海内の安全な海域で避泊する ことができる船舶は除く

③内海の安全な海域での避泊等

※避難先の海域については、船長等が、船舶の種 類、大きさ、積荷の状況、台風の勢力、進路速 力等を考慮して総合的に判断することとなりま す。

#### ■勧告対象港

#### 瀬戸内海中部海域

兵庫県:明石港、東播磨港、八木港、姫路港、相生港、赤穂港、湊港、都志港、郡家港、富島港

岡山県:日生港、片上港、鶴海港、牛窓港、西大寺港、小串港、岡山港、宇野港、日比港、琴浦港、味野港、下津井港、水島港、笠岡港

香川県:豊浜港、観音寺港、仁尾港、詫間港、多度津港、丸亀港、坂出港、香西港、高松港、志度港、津田港、三本松港、引田港、

坂手港、内海港、池田港、土庄港、直島港

愛媛県:今治港、吉海港、壬生川港、西条港、新居浜港、寒川港、三島川之江港、岡村港、宮浦港、伯方港、菊間港

#### 瀬戸内海西部海域

広島県:尾道糸崎港、忠海港、竹原港、安芸津港、呉港、広島港、大竹港、土生港、重井港、佐木港、瀬戸田港、鮴崎港、木ノ江港、

描画書、たらいた。いかた、いかた、なまた、大では、は、ないた。というに、エエル、エエル、エエル、は、かった、は、ないた。 はずきまた。大西港、浦刈港、厳島港山口県:岩国港、久賀港、安下庄港、小松港、柳井港、室津港、上関港、平生港、室積港、徳山下松港、三田尻中関港、秋穂港、山口港、

丸尾港、宇部港、小野田港、厚狭港(※関門港については、福岡県に記載)

愛媛県:三机港、長浜港、郡中港、松山港、北条港

福岡県:関門港、苅田港(※中津港については、大分県に記載)

大分県:中津港、別府港、大分港、佐賀関港

# 湾外避難等の勧告・命令制度の対象船舶

■長さ160m以上

自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー

■長さ200m以上

客船、フェリー、貨物船

- ■総トン数5万トン以上の危険物船 (液化ガス船を除く)
- ■総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- ※ 上記4項目のうち、定期航路を運航する内航船舶・「平水」、「沿海」又は「限定近海」 を航行する内航船舶は対象外



第五管区海上保安本部交通部航行安全課 078-391-6551 第六管区海上保安本部交通部航行安全課 082-251-5111 第七管区海上保安本部交通部航行安全課 093-321-2931



走錨事故防止 ポータルサイト









### 4 刊末寄稿

## 誰にも教えたくない秘湯の話(別府三大秘湯編)

公益社団法人西部海難防止協会 専務理事 工藤 健太郎

#### ○はじめに

別府市の背後には、南北5kmにわたり 溶岩ドームによる山塊が連なっており、北端にがらん伽藍岳、南端に鶴見岳が位置しています。これらは活火山群で伽藍岳には強い噴気活動があり、鶴見岳山頂北側にも噴気孔があります。このふもとに日本有数の温泉地・泉都別府が広がっています。

### (◎ 図内案の海と山 ◎



観光案内図 (昭和25年-1950)



(鶴見岳・伽藍岳火山防災ガイドブックより引用)

伽藍岳の周辺には、一般の温泉として利活用できないレベルの噴気孔や蒸気口が多数存在します。今回は、この伽藍岳に連なる扇山・鍋山を水源とする春木川の上流部に点在する3か所の野趣あふれる露天風呂「鶴の湯」「鍋山ん湯」「へびん湯」をご紹介します。この3か所はその筋であまりにも有名であるため、ネット情報等あふれていますが、それらも参考にしつつ、あくまで私の体験・経験をもとに記してみたいと思います。

なお、約70年前の昭和25年の別府の観光案内図(左図)を入手したので、これをご覧いただき、現在との違いを感じていただければと思います。図中央やや左の内山渓谷の温泉マークめが「へびん湯」ではなかろうかと思われます。

#### ○鶴ん湯

3つの露天風呂のうち最下流の湯。車でのアクセスは、別府市街から明礬温泉方面へ国道500号線を上り、「鶴見やすらぎ霊園」の看板を左折、霊園内に入り墓地を左に見ながら行き止まりのロータリーを回り、空いているところに駐車。そのロータリーから小径を歩き約1分で到着。有志で管理している無人無料の露天風呂としては清潔である。休息小屋が建てられ、軒下で碁を打つ常連さんなどがいて、長時間くつろいでいるようだ。女性専用の脱衣場もあるが、やはり女性は水着が必要かも。泉質は薄いブルーで透明度が高く、硫黄の匂いも強い。近くの岩の隙間から熱水がこんこんと湧き出ており、飲めるらしく、泉源の横に柄杓が置かれている。少し口に含むと、酸味や苦味などの癖はなく、単純に硫黄の匂いがするだけだった。この高温のお湯が、上中下の三段階に分かれた湯船にまったく加水されずに流れ込んでおり、一番上の湯船はかなり熱い。最下流には足湯も造られていた。湯船には日影が全くないので、天気の良い時は、直射日光もきつく感じることがあった。

### ○鍋山ん湯

国道 500 号線を別府から明礬温泉へ登っていく途中で大分自動車道の別府明礬橋の下をくぐり、明礬温泉街の入り口を右に見て通過し、約 100m 先の右急カーブを左折、道なりに上っていく。左折する場所には、目立つ縦書きの看板が2つあり、それぞれ「願掛地蔵尊」「←豊前屋旅館」と書かれている。車の底をこすりそうな悪路に注意し、見晴らしの良い草原の分岐点に出たら左折せずに真っすぐ進み、約 500mで行き止まりの駐車場に到着。そこから約 300m 徒歩にて登るが、途中から林道を外れ、目印のないガレ場を進むので、全くの初心者は到達困難である。最初は経験者と一緒がオススメ。

脱衣場も何もない岩場に湯船が上下2段。いずれも2~3人入れば満杯である。湯の色は灰色で濁っており、飲用不可。源泉はぼこぼこと沸騰しているが、近くの小川から別のホースで水を引いており、お湯の温度は調節可能。ここにもボランティアで掃除などやられている常連さんが数名おり、女性は最初から水着を着ていった方がいいかもしれない。立ち上がると眼下に大分別府が望める絶景。夕方近くになると日影ができゆっくり長居も可能。

#### ○へびん湯

鍋山ん湯の分岐点を左折し少し下がった後、約800m急な林道をひたすら登る。すると、突然多数のバイクや車が止まっている空き地に至る。これが「へびん湯」の駐車場。ここから約30m谷を下ると、谷川沿いに上中下の3つの湯船が目に入る。川のせ

せらぎが心地よい渓谷の中であり、豊かな緑に囲まれている。

小屋はあるが、囲いはない。その名のとおり、蛇もいるだろうが(1 mを超える抜け 殻が枝に引っかかっていた!)アブや蚊、山ビルなどに注意が必要である。ここにも常 連さんがおり、しっかり管理しているようで、清潔である。入浴マナー(挨拶、かけ湯 等)をしっかり守って命の洗濯をしよう。泉質は無色透明で単純泉のようであり、全体 的にぬるめの湯である。

#### 〈番外編その1〉

ある時、へびん湯の駐車場で「スーパーボランティア」の尾畠さんとバッタリ。昔はこの付近の登山道の整備もやられていたようで、今でも各地の災害現場で活動しているとのこと。声も大きく、エネルギッシュで、とても80歳を超えているとは思えない。3.11のあと、長期間三陸地方で災害復旧活動をされていたとのことで、私も現役時代に福島のOFC(オフサイトセンター:原子力災害現地対策本部)に派遣されたり、福島保安部長として現場を経験していたことから、話が弾みシンパシーが合致、最後の別れ際にハグしたら、すごい背筋と握力だった。やはり、ただ者ではなかった!



スーパーボランティア 尾畠 春夫さん

### 〈番外編その2〉

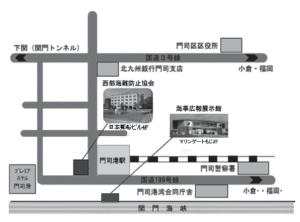
鍋山ん湯の周りは、噴気孔が点在し、地面のあちこちから噴煙・噴気が上がっている。その天然の噴気孔の一つで温泉卵を作ろうと思い、ステンレスのザルに卵を入れて蒸気にあて、待っている間に周囲を探索していたところ、普通の地面の下が蒸気で空洞となった場所があり、これに気付かずにサンダル履きの素足を踏み込んで落ち込み、右足首全体に水ぶくれができるほどの火傷(一部Ⅱ度熱傷)を負ってしまった。

湯船の横のホースの水ですぐに冷やしたが、まさに、地獄の落とし穴に落ちた!痛みだった。幼馴染の悪友からは、「行きつけの店の蝶々たちを混浴露天風呂にしつこく誘うから呪いをかけられたのだ。自重しろ。」と説教された。おかげで、約1か月間行動制限状態となりました。

皆様も秘湯には思いもよらない未知の危険が潜んでいることにくれぐれもご注意のう え、混浴露天風呂をお楽しみください。



#### (公社)西部海難防止協会所在地略図



## 会 報 第194号 (令和3年9月号)

発行所 公益社団法人西部海難防止協会

〒801-0852 北九州市門司区港町7番8号 郵船ビル4F

TEL (093) 321-4495

FAX (093) 321-4496

URL https://www.seikaibo.ecweb.jp

E-mail seikaibou-moji@iris.ocn.ne.jp

印刷所 泰平印刷株式会社

〒803-0821 北九州市小倉北区鋳物師町 1-1